

預金保険制度改革¹

金融システム効率化のためのペイオフのあり方

金融分科会

同志社大学 伊多波良雄研究会

大森真一² 尾本太一³ 柴田峻作⁴ 向出和幸⁵

2004年12月

¹ 本稿は、2004年12月11日、12日に開催される、ISFJ（日本政策学生会議）、「政策フォーラム2004」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、伊多波良雄教授（同志社大学大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得べき誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

² 同志社大学 経済学部 伊多波良雄研究会 beb0674@mail3.doshisha.ac.jp

³ 同志社大学 経済学部 伊多波良雄研究会 beb0662@mail3.doshisha.ac.jp

⁴ 同志社大学 経済学部 伊多波良雄研究会 beb0759@mail3.doshisha.ac.jp

⁵ 同志社大学 経済学部 伊多波良雄研究会 beb0519@mail3.doshisha.ac.jp

要旨

「預金者の金融機関選別の厳格化」、「金融機関の経営向上」に対するインセンティブを与え、それにより金融システムの効率化を図るという目的のもと 2002 年から部分解禁が始まったペイオフであるが、この政策は有効に機能しているのだろうか。政策の有効性を実証分析していく。

第 1 章では、2005 年度のペイオフ全面解禁に先行して行われた 2002 年度のペイオフ部分解禁前後における影響を考察した。金融資産間、預金商品間、業態間の 3 つの面で預金の移動を考察した結果、商品間・業態間での預金シフトが見られた。

続いて第 2 章ではペイオフ解禁を控えて金融機関は経営効率を高めることができたのかについて DEA（包絡分析法）を用いて分析を行った。結果として金融機関の経営効率は改善されておらず、資金運用業務の効率値が減少傾向にあることがその原因ということがわかった。

その資金運用面の問題点を第 3 章にて考察したところ、各金融機関の貸出額は減少傾向にあり、その減少分の余剰資金を収益性の低い国債運用にシフトさせていることがわかった。その事実から、金融機関は経営効率化へのインセンティブを高めていないといえる。

そして第 4 章では預金者側のモラルハザードが解消されたかどうかについて分析を行った。預金伸び額と利便性・健全性・規模や効率性といった指標との相関をみたところ、利便性や規模は相関が強く、金融機関の経営状態を示す健全性や効率性は相関が弱かったことから、依然として預金者は金融機関選択に関して意識が低いといえる。

以上の分析を通して、本稿では①金融機関に経営効率化のインセンティブを働かせる、②預金者に依然として残る預金保険に対するモラルハザードを解消することにより預金に市場規律を働かせる、という政策目的を達成するために、預金保険制度改革についての政策提言を行う。具体的には①を達成するために基準保険料（均一方式）にリスク指標に応じた可変料率を加算する方式を日本へ導入することを提言し、②の政策を達成するために預金保険支払い限度額の段階的引き下げを提言する。

目次

はじめに

第1章 ペイオフの現状

- 第1節 (1. 1) ペイオフの意義
- 第2節 (1. 2) 金融資産残高の推移
- 第3節 (1. 3) 預金の移動状況
- 第4節 (1. 4) まとめ

第2章 DEA による金融機関の経営効率性

- 第1節 (1. 1) 金融機関のペイオフ対応
- 第2節 (1. 2) 金融機関の生産活動
- 第3節 (1. 3) 分析手法
- 第4節 (1. 4) 金融機関の経営効率性推移の実証分析

第3章 DEA 分析結果からの考察

- 第1節 (1. 1) 貸出に関する考察

第4章 預金者行動にみる金融機関選択と選択基準

- 第1節 (1. 1) 預金者の金融機関選択行動
- 第2節 (1. 2) 金融機関選択の基準
- 第3節 (1. 3) 先行研究
- 第4節 (1. 4) 預金者の金融機関選択行動の実証分析

第5章 政策提言

- 第1節 (1. 1) 預金保険制度の問題について
- 第2節 (1. 2) 諸外国の例
- 第3節 (1. 3) 可変保険料制度の問題点
- 第4節 (1. 4) 政策提言①
- 第5節 (1. 5) 政策提言②

おわりに

参考文献・データ出典

はじめに

「預金者の金融機関選別の厳格化」、「金融機関の経営向上」に対するインセンティブを与え、それにより金融システムの効率化を図るという目的のもと 2002 年度から定期性預金に関して部分解禁が始まったペイオフであるが、果たしてこの政策は有効に機能しているのだろうか。また有効に機能していないとすれば何が原因であるのだろうか。この点に問題意識を持ち、以降ペイオフ政策の有効性を実証分析していく。

第1章 ペイオフの現状

本章ではペイオフ解禁の目的を「金融システムの効率化」と「直接金融化」と考えた上で、2005 年 4 月のペイオフ全面解禁に先行して行われた 2002 年 4 月の定期性預金等に関するペイオフ部分解禁の影響などを概観し、そこからペイオフに関する現状分析を行う。まず、2002 年ペイオフ部分解禁が与えた影響を金融資産全体、そしてペイオフ対象商品の「預金」の順にどのような変化があったかを日本銀行「金融経済統計月報」より作成した図表をもとに分析した。

結果として、2002 年 4 月に実施された定期性預金等に関するペイオフ部分解禁は、金融資産間では目立った移動は見られなかった。「預金」内部ではペイオフ解禁対象預金から全額保護預金への商品間の移動と、小規模業態から大規模業態への預金の業態間の移動が見られた。これは、ペイオフリスクを嫌忌して、そのリスクが相対的に小さい領域に向けて預金を避難させるインセンティブが働いたと言える。

第1節 ペイオフの意義

2002 年 4 月の定期性預金におけるペイオフ部分解禁に続いて、2005 年 4 月の流動性預金の解禁をもってペイオフが全面解禁となる。このペイオフ解禁とは 1995 年から採られてきた預金全額保護の特例措置を解除することであるが、そもそもこのペイオフ解禁における政策目的とは何であろうか。

金融庁等の見解としては、「ペイオフ解禁は、国民の税負担で預金を全額保護するという体制から預金者にも一部負担を求めることもあるという体制に移行すること。」とされており、その目的は「ペイオフが解禁されれば、預金者は厳しい目をもって、自分の大切なお金を預ける金融機関を選別するようになり、金融機関側としても、緊張感を持って真剣に経営基盤の強化と収益力の向上に取り組むことになる。ペイオフ解禁は、金融システム全体の効率化のためには重要なことである。」としている。つまり、「預金者の金融機関選別の厳格化」、「金融機関の経営向上」、そしてそれらに伴う「金融システムの効率化」を目的としている。

さらに本稿では、「直接金融化」もその目的であると考ええる。それは、現在の日本の金融資産総額は世界的にも高額であるにも関わらず、直接金融市場に流れず、企業等の資金調達に関して支障を来しているとの見解があるからである。そして、その元凶が「預金」と言われている。よって、「預金」を対象としたペイオフが有効に機能すれば、「直接金融化」の流れに拍車をかけるのではとの期待もあると考えられる。

第2節からは、2002 年に実施されたペイオフ部分解禁の影響を分析していく。

第2節 金融資産残高の推移

この節では、ペイオフ解禁対象の「預金」が一金融資産であることから、ペイオフ部分解禁に伴って何らかの変化がなかったかを家計における金融資産残高で見ていく。つまり、本稿の考えるペイオフ解禁の目的の「直接金融化」に関する分析と考えていただきたい。分析には、日本銀行が発表している「金融経済統計月報」を使用する。

家計における金融資産残高の1998年から2003年までの推移を表1-1に示した。ここから見てわかるように、本稿が当初期待した「直接金融化」への影響は見られなかった。なぜなら、本来「直接金融化」につながるはずの預金から直接金融商品（株式など）への移動が、2002年のペイオフ部分解禁の年に見られなかったからである。実際には、2002年は金融資産残高における株式・出資金は大幅な減額という結果になった。金融資産残高では、前年比▲23.5%となった。このように増えるのではなく大幅に減ることになった要因には、2002年前後の株価動向など様々な影響が考えられる。また、同種金融資産の株式以外の証券においても傾向は同様であった。一方でペイオフ対象商品である「預金」に関しては「流動性預金」「定期性預金」において変動が見られたものの、預金額全体ではほとんど変化は見られなかった。

これらの結果から、預金が直接投資へと流れ込み、直接金融化へと進展することがなく、預金主体の間接金融が堅持されたと言える。そこで、次節ではペイオフ対象商品である「預金」についてその動きを詳しく見ていく。

表 1-1 金融資産残高表（家計）

家計 (億円)	預金	前年 比					株式・出資金	前年比
			流動性預金	前年比	定期性預金	前年比		
1998	6937566	3.9%	1074546	6.0%	5842866	3.4%	1015280	▲ 16.6%
1999	7129992	2.8%	1170503	8.9%	5925944	1.4%	1522814	50.0%
2000	7179645	0.7%	1277858	9.2%	5863015	▲ 1.1%	1301592	▲ 14.5%
2001	7273677	1.3%	1659127	29.8%	5571737	▲ 5.0%	1045694	▲ 19.7%
2002	7351028	1.1%	1822791	9.9%	5479420	▲ 1.7%	799830	▲ 23.5%
2003	7389915	0.5%	1930751	5.9%	5400628	▲ 1.4%	1163613	45.5%

（出所）日本銀行「金融経済統計月報」より作成

※一部項目を省略

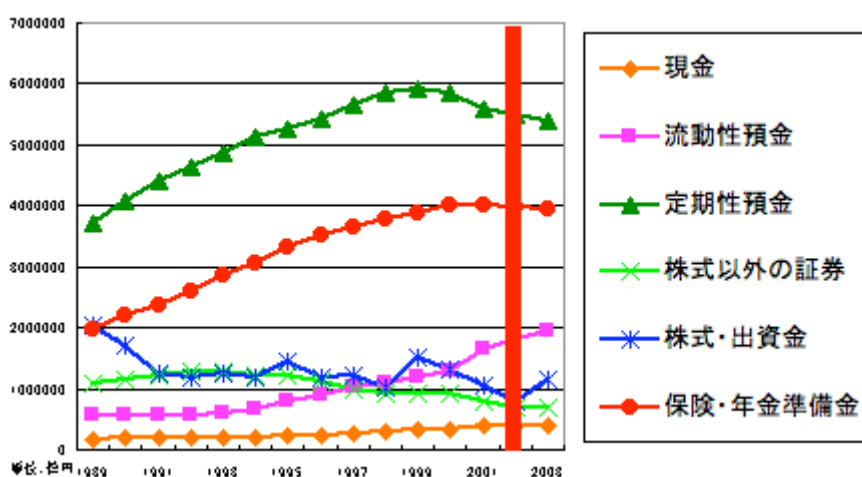


図 1-1 金融資産残高の推移（家計）

（出所）日本銀行「金融経済統計月報」より作成

第3節 預金の移動状況

第1項 商品間の移動状況

分析は、経済主体別（個人預金、企業預金、公金預金）に預金の「商品間」の移動状況を見ていく。預金商品は、「当座預金」「普通預金」、「定期性預金等」、「外貨預金等」で分類する。

預金者全体の動きを、2002 年 4 月からのペイオフ部分解禁を間近に控えた時期である。2001 年 9 月末から 2002 年 3 月末までの半年間に着目して見ると、「普通預金」の割合が 26.4% (2001 年 9 月末) から 35.7% (2002 年 3 月末) へと増加した一方で、「定期性預金等」の割合は同 67.1% から 57.5% へと減少している。2002 年 4 月からのペイオフ部分解禁対象の定期性預金等から、この時点で全額保護が継続する普通預金へとシフトしたこと画分かる。その後の 2002 年 3 月末から 2002 年 9 月末までの半年間では、大きな商品間での移動は見られない。

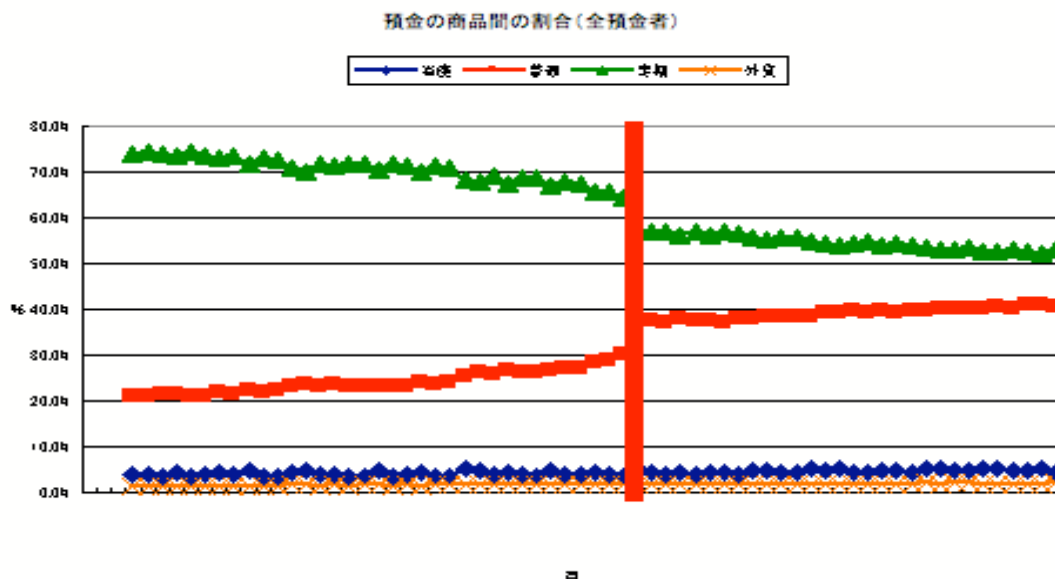


図 1-2 預金の商品間の割合（全預金者）

（出所）日本銀行「金融経済統計月報」より作成

預金主体別に見ると、最も顕著な動きを見せたのは公金預金である。公金預金における「普通預金」の割合は、2001 年 9 月末時点では 14.5%と、各預金主体の中では最も低かったものが、2002 年 3 月末時点では 50.9%と急激に増加している。他方、「定期性預金等」の割合は、同 78.5% から 43.9%にまで大幅に減少している。公金預金では、少々過剰とも思えるような反応が起きていたことがわかる。だが、2002 年 3 月末から 2002 年 9 月末の半年間で、揺り戻しが起こっている。これは、自治体などにおいてペイオフ対策について再考されたために起こったのではないかと考えられる。

企業預金においても、公金預金の場合と同様、2001 年 9 月末から 2002 年 3 月末にかけて定期性預金等から当座預金・普通預金への預金移動の動きが起こっているが、その移動幅は公金預金ほどではない。また、公金預金では認められたような揺り戻し現象は、企業預金においては統計上認められなかった。

個人預金を見ると、やはり普通預金の割合は増加しているが、公金預金、企業預金と比較すれば、その移動状況は小幅である。これは一見当時の個人におけるペイオフ認知度が最も低かったことなどから、ペイオフ対策があまり取られなかったことを表しているように考えられる。ただ、これは差し迫っての対策の必要性がなかったことが要因だと考えられる。最新のアンケート結果（金融広報中央委員会実施：2004 年度「家計の金融資産に関する世論調査」）では、預金額が 1000 万を超えるような個人預金者については約 7 割が何らかの対策を講じたと答えていることから、個人預金者が徐々に対策を講じてきたと考えるのが妥当だと思われる。その証拠に、ペイオフ部分解禁後に小幅ではあるものの預金商品間の移動が現在も続いている。

このように金融資産間での移動よりも預金商品間での移動は顕著に見られた。では、預金の商品間での移動は見られたが、金融機関の業態間においても同様の移動が見られたかを次項で見ていく。

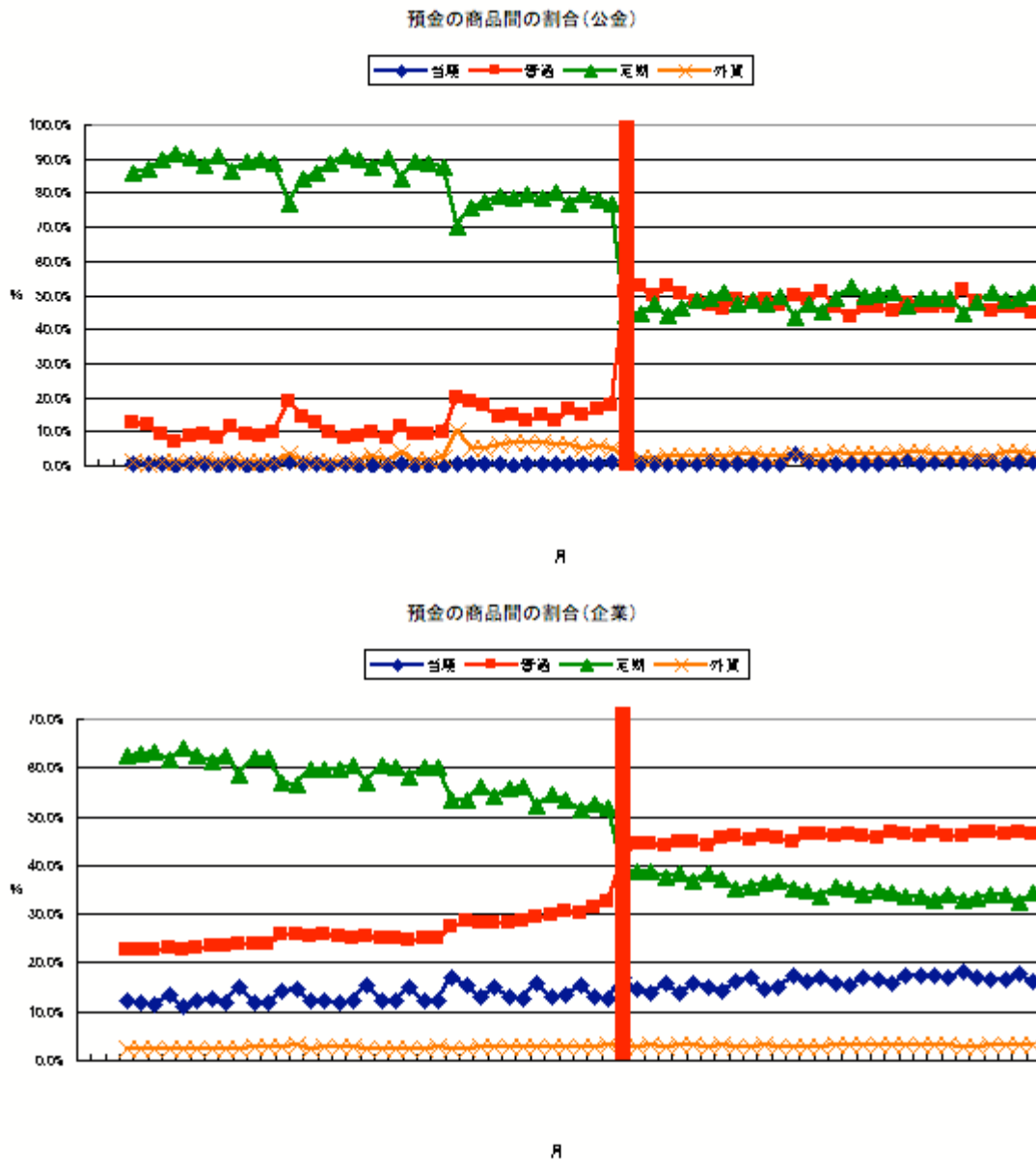


図 1-3① 預金主体別に見た預金の商品間の割合
(出所) 日本銀行「金融経済統計月報」より作成

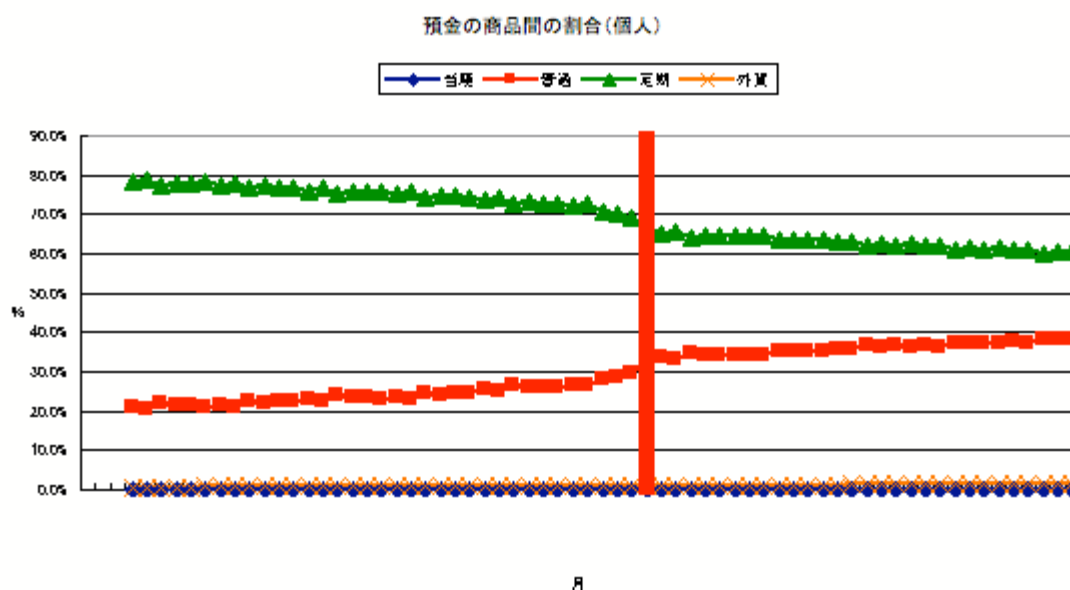


図 1-3② 預金主体別に見た預金の商品間の割合
(出所) 日本銀行「金融経済統計月報」より作成

第2項 業態間の移動状況

金融機関の業態間における預金移動の状況を図 1-4 に示した。一般論を述べれば、預金のペイオフが部分解禁されると、預金者にとっては相対的に安心感が持てそうな大手金融機関へと、預金移動の動きが起こることが予想される。

預金者の動向を、先程と同じくペイオフ部分解禁を間近に控えた時期であった 2001 年 9 月末から 2002 年 3 月末に着目してみると、都市銀行への預金割合は 36.7% (2001 年 9 月末) から 38.7% (2002 年 3 月末) へと増加している。地方銀行 (全国地方銀行協会加盟行) では同 33.0% から同 32.3%、第二地方銀行 (第二地方銀行協会加盟行) では同 10.6% から同 10.1%、信用金庫では同 19.7% から 18.7% へと減少しており、その減少幅は、小幅なものであった。金融機関の規模は、個別に言えば逆転等はあるものの、全般的には大規模な順に「都市銀行>地方銀行>第二地方銀行>信用金庫」という並びであることから、冒頭に掲げた一般論は、それなりに妥当なものと考えられる。

預金主体別に動向を見ると、業態間の預金移動は、やはり公金預金においてもっとも顕著である。都市銀行への預金割合は 33.8% (2001 年 9 月末) から 40.8% (2002 年 3 月末) へと大きく増加しているのに対して、地方銀行への預金割合は同 41.9% から 38.9% へ、第二地方銀行への預金割合は同 9.6% から 8.0% へ、信用金庫では同 14.7% から 12.3% へと大きく減少している。ただし、先に見た預金商品間の移動の場合と同様に、2002 年 3 月末から 2002 年 9 月末にかけては、揺り戻し現象が見られることから推察されるように、2002 年 3 月末にかけて起こった公金の預金移動の中には、多少の過剰反応も含まれていたと考えられる。ただ、金融情勢を踏まえてか、都市銀行への預金割合が増加傾向にある。

企業預金においては、公金預金ほどの移動はないものの、やはり預託金融機関の大手志向の高まりが認められる。個人預金においても都市銀行への預金割合の増加は起こっているが、公金預金や企業預金の移動状況と比較すれば、穏便な状況である。個人預金を見ると、業態間の移動もほとんどない状況である。これは預金の商品間の移動同様に当時預金主体の中では、個人におけ

るペイオフ認知度が最も低く、またペイオフ対策もあまり取られていないという背景が見て取れる。

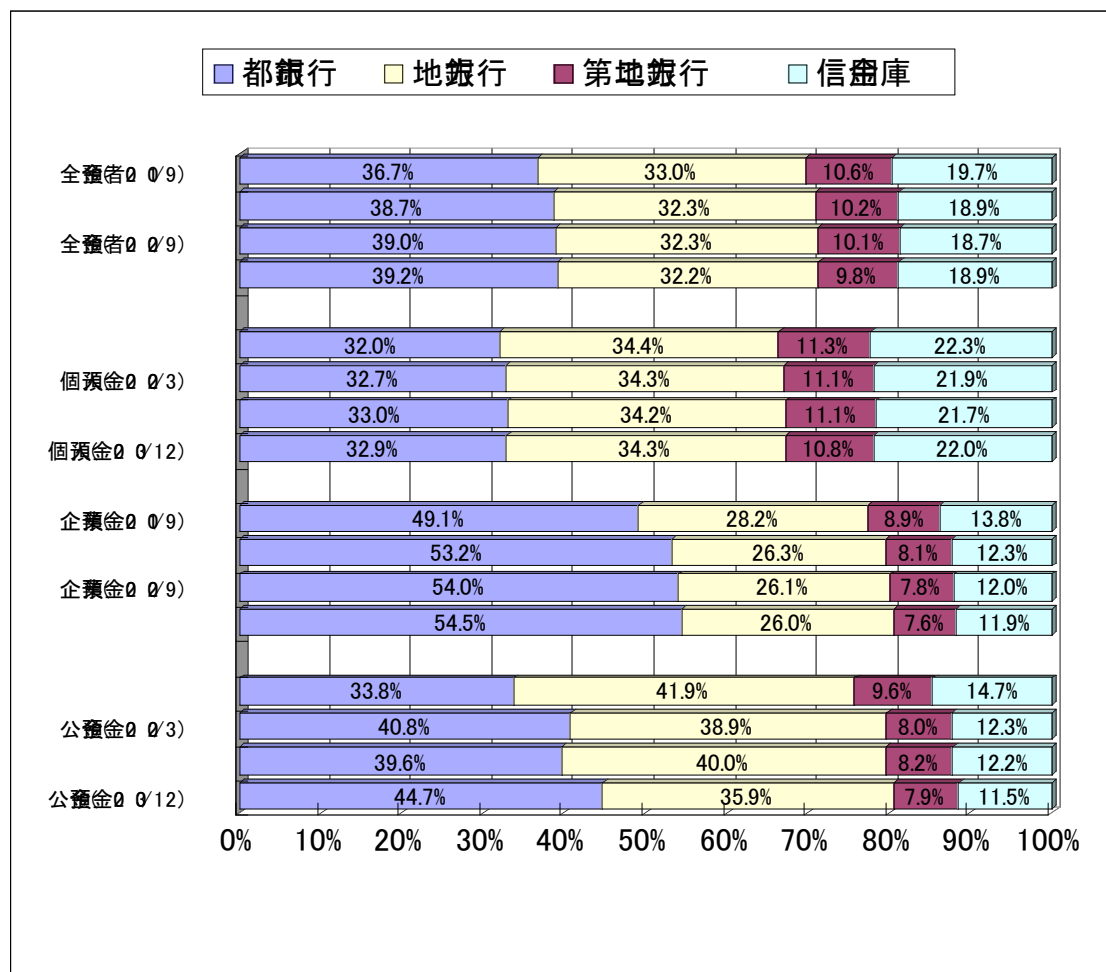


図 1-4 預金主体別に見た預金の業態間の割合
(出所) 日本銀行「金融経済統計月報」より作成

第4節 まとめ

以上をまとめると、2002年3月末に実施された定期性預金等に関するペイオフ部分解禁は、家計の保有する金融資産間での移動には至らなかった。つまり、間接金融から直接金融にはシフトしなかった。しかし、金融資産の「預金」内部においてペイオフ解禁対象預金から全額保護預金への商品間の移動と、小規模業態から大規模業態への預金の業態間の移動という現象を引き起こしたことが示された。預金主体によっては、ペイオフリスクを嫌忌して、そのリスクが相対的に小さい領域に向けて預金を避難させるインセンティブが働いたと言える。ただしペイオフ部分解禁に対しては、預金主体によって受け止め方には差異が大きく、その預金額に大きく依存していると考えられる。それは預金額が莫大な公金預金が大幅に預金移動をしていたことから明らかである。その次に反応を示した預金主体は企業であり、個人については、少なくとも影響を受ける預金者が一部であったため大規模に移動させるような動きは見せていないと言える。このように、預金主体は移動状況に差異はあるものの、解禁対象商品から現時点で全額保護が継続されている商品へと移動し、なおかつ規模の大きな都市銀行へと預金をシフトしたと言える。

第2章 DEA による金融機関の経営効率性分析

2章では、ペイオフ解禁直前からの5年間で、金融機関は経営効率を高めることができたかどうかについて DEA（包絡分析法）を用いて分析を行う。資金運用業務、資金調達業務という二つの生産活動を output とした分析を行った結果、金融機関全体として経営効率は改善されておらず、ペイオフ解禁によって金融機関の経営効率化のインセンティブは高まっていなかったということがわかった。この原因を探るため、資金運用業務、資金調達業務という output をそれぞれ分割して分析を行った結果、資金調達業務に関する効率性は上昇傾向にあるにもかかわらず、資金運用業務に関しての効率値は減少傾向にあるということがわかった。つまり、各金融機関は資金量を増加させているにもかかわらず、それを効率的な収益につなげることができていないということがわかった。

第1節 金融機関のペイオフ対応

金融機関はペイオフが解禁されることによって預金者に預金を移されるというリスクが現れても、その状況に耐えられるようにより一層の収益や経営基盤の拡大を図り、経営効率化を図ることが必要とされる。ペイオフ政策によって各金融機関が経営効率を高めているならば、金融システム全体としても効率性が高められていると考えられる。そこで本章では、過去5年間の各金融機関が預金を効率的に調達することができているか、また健全な収益を効率的に上げることができているかということに注目して、各金融機関の主要業務の経営効率性の推移を測定することとした。

第2節 金融機関の生産活動

金融機関の経営効率性を測定するにあたってまず問題となるのは、預金などの目に見えない商品を扱う金融業は何を投入し、何を生産しているのかという問題である。この金融機関の投入物・生産物の捉え方については様々な先行研究が行われている。まずはその様々なサーベイを紹介する。

第1項 金融機関の生産物

粕谷[1993]によって様々な金融機関の生産物に対しての先行研究が紹介されている。これによれば、これまでの実証分析における生産物の概念は、1：運用資産残高（あるいは調達負債残高）、2：貸出件数（あるいは預金口座数）、3：総収益の3種に大別されている。つまり、貸出残高や貸出件数などのストック変数に注目するものと、運用収益等のフローに注目するものと大きく分けることができる。近年の研究においては、確率的フロンティア関数によって金融機関の効率性を測定した松浦・戸井[2002]では、生産物

として資金運用収益と役務取引収益を合わせたものに、不良債権等の問題を反映するために貸倒引当金等を控除したものを生産物として用いている。そして地域金融機関の金融仲介活動に関する効率性を確率的フロンティア関数によって推計した藤野[2003]では、貸出金純利息・預け金利息・有価証券運用益の合計を生産物として分析を行っている。また、DEA 分析によって金融機関の効率性を測定した刀根[1993]では、経営全体の効率性測定においては経常利益を、資金調達に関しては効率性測定においては預金量（CD を除く）を、運用面においては効率性測定においては経常利益を生産物として分析を行っている。

第2項 金融機関の投入物

金融機関に限らず、経済活動を行う経済主体の投入物には、大きくは労働と資本があり、それに土地、そして生産にかかるコストを加えたものが投入物であると考えられる。前述の松浦・戸井[2002]では、金融機関は常勤役職員数、資金調達平均残高、資本、動産不動産合計を投入して、収益を産出すると仮定して分析を行っている。藤野[2003]では、労働として従業員数を、負債として預金積金・譲渡性預金・借入金の合計を、資本として資本金を、そしてそれに動産不動産を合計したものを投入要素としている。また、刀根[1993]では経営全体の効率性分析としては職員数、店舗数、経常利益を、調達面の効率性においては職員数、店舗数、調達コストを、運用面の効率性においては運用コストを入力値としている。

第3項 金融機関の生産活動の定義

以上の議論から本稿では、金融機関の生産活動とは活動資金の源である預金を調達するという資金調達業務と、その資金によって貸出等の資金運用を行って収益を上げるという資金運用業務の二つが主要業務であると考え、この二つの面についての効率性測定を行う。

つまり、近年金融機関の破綻リスクが偏在化し、さらにペイオフ解禁により預金が流動的になってきている中で、金融機関は預金を効率的に調達することができているか、そしてこの資金を効率的に収益につなげることができているかを分析する。この効率値が高いということは、その金融機関は健全かつ効率的に収益をあげて経営を行っていると考えることができる。

以上の投入と生産の関係を図示すると図 2-1 のようになる。

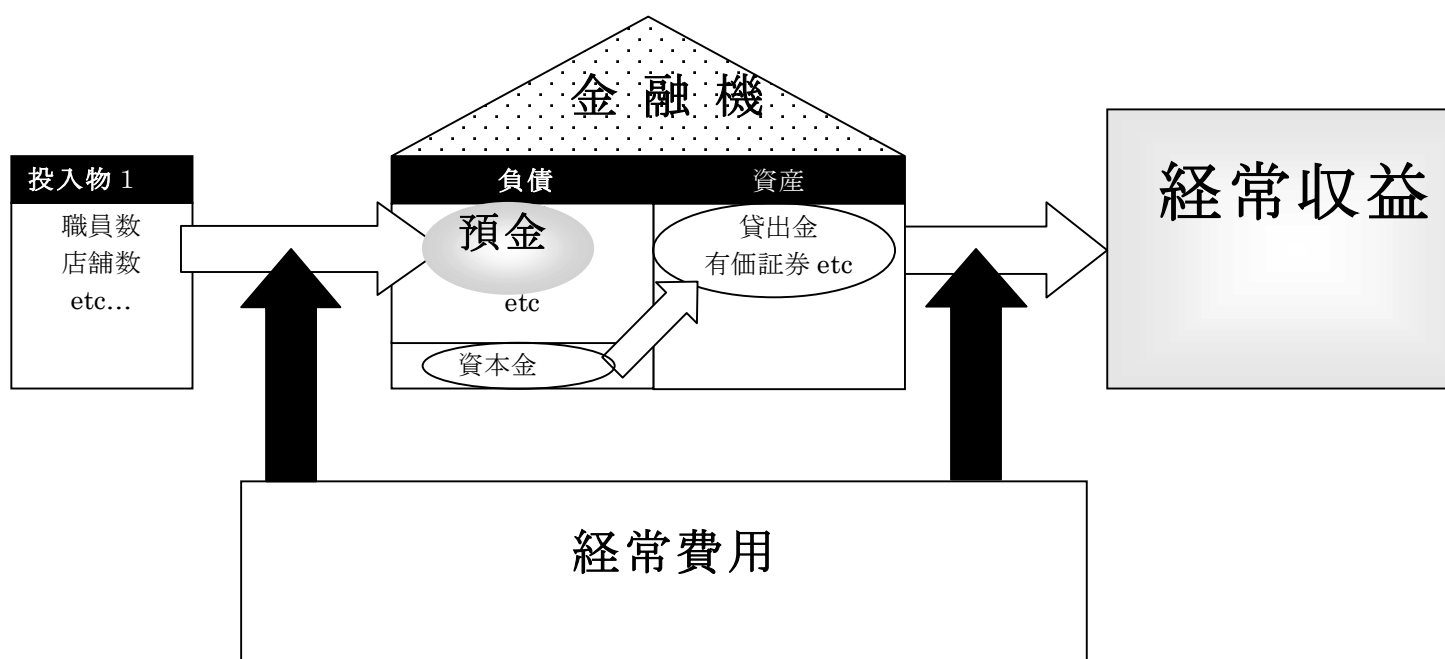


図 2-1 金融機関の投入と生産

第3節 分析手法

第1項 効率性測定手法の分類

次に分析手法について説明する。効率性測定の手法については、これまで様々な議論があり、大きくはパラメトリックモデルと、ノンパラメトリックモデルの二つに分けられる。パラメトリックモデルとは、確率的フロンティア関数を用いた分析である SFA (Stochastic Frontier Analysis) に代表されるように、フロンティア生産関数またはフロンティア費用関数の関数型および確率分布を仮定して推計を行い、その関数からの乖離を誤差項と非効率性に分離して非効率性を測定する手法である。

ノンパラメトリックモデルとは、フロンティア生産・費用関数の関数型や確率分布を仮定せず、線形計画法等により効率性の計測を行うものである。その代表的なものに、DEA(Data Envelopment Analysis : 包絡分析法)がある。

本稿ではこの DEA に注目し、以降分析を行う。なぜ DEA を採用したのかということ、関数型を特定することなく様々な効率性が測定でき、また効率性改善案も容易に行えるというメリットがあるからである。しかし DEA では統計的な検定を行うことができないというデメリットもある。そのため、統計的な検定が可能であるので確率的フロンティア分析の方が望ましいという意見も多いが、フロンティア分析には分析にあたってどのような関数型を想定するのかによって効率値に大きな変化を与えてしまうという問題点も存在する。

そして DEA に注目したもう一つの点として、マルチアウトプットで分析が行えるというメリットの存在があげられる。アウトプットの数を変数にして効率性測定が行える DEA は、資金調達業務と資金運用業務という二つの形態の異なる主要業務を持つ金融機関の経営効率測定にふさわしいものであると考えられる。

第2項 DEA とは

分析を行う前に DEA の説明を簡単に行う。DEA とは、1978 年にテキサス大学の A.Charnes と W.W.Cooper の二人によって構築された手法である。分析手法としては、各事業体の入力と出力を効率性のフロンティアにプロットし、その中の最優秀パフォーマンスを基に効率性の評価を行う。つまり、DEA は優れたものを基準として考える手法であり、この点が回帰分析によって導出された平均値を基準とする SFA とは最も異なる点であるといえる。

この手法によって複数の評価基準があり、入出力項目が多数存在する分野についての各事業体同士の相互比較を可能にすることができる。また分析結果から、非効率だと判定された事業体は他のどの事業体と比べてどの程度劣るか、つまり入力が過剰になっているのか、それとも出力が不足しているのかという効率性の改善案についても容易に発見することができる。

DEA の効率性の測定方法を理論的に説明する。今、仮に m 種類の入力指標と s 種類の出力指標を持つ n 個の活動主体による生産活動の効率性を定義すると、以下の (FP) のようになる。ここでの仮想的総出力・総入力とは、分析における各事業体の入力・出力にそれぞれウェイトをかけて足し合わせたものである。

$$\begin{aligned} \text{目的関数 (FP)} \quad \theta &= \frac{\text{仮想的総力}}{\text{仮想的総力}} = \frac{u_1 \times y_{1o} + \cdots + u_s \times y_{so}}{v_1 \times x_{1o} + \cdots + v_m \times x_{mo}} \\ \left. \begin{array}{l} v_i (i = 1, \cdots, m) \\ u_r (r = 1, \cdots, s) \end{array} \right\} & \text{それぞれの入出力} \\ \text{におけるウェイト} & \end{aligned}$$

そしてこの式における制約条件は

$$\begin{aligned} \text{制約条件} \quad & \frac{u_{1j} \times y_{1j} + \cdots + u_s \times y_{sj}}{v_1 \times x_{1j} + \cdots + v_m \times x_{mj}} \leq 1 \quad (j = 1, \cdots, n) \\ & v_1, v_2, \cdots, v_m \geq 0 \\ & u_1, u_2, \cdots, u_s \geq 0 \end{aligned}$$

となる。この制約条件の意味は効率値の値を全て 1 以下に抑えるという意味である。

この分数計画 (FP) を、線形計画に直し、DEA における一般的モデルの一つである CCR モデルにおいてのモデル式にすると、

$$\begin{aligned} \text{目的関数 (CCR)} \quad & \text{Max} \quad \theta = \sum_{r=1}^s u_r y_{ro} \\ \text{制約条件} \quad & - \sum_{i=1}^m v_i x_{ij} + \sum_{r=1}^s u_r y_{rj} \leq 0 \\ & \sum_{i=1}^m v_i x_{io} = 1 \\ & v_1, v_2, \cdots, v_m \geq 0 \\ & u_1, u_2, \cdots, u_s \geq 0 \end{aligned}$$

以上の (CCR) を解くことで各事業体の効率値は測定できるが、一般的には (CCR) に対して、実数 θ 、非負ベクトル λ を変数とした相対問題 (LP_1) を解く方が望ましい。なぜこの相対問題を解くのかというと、この相対問題における制約式は各事業体の生産可能性集合を表しており、この結果により、効率性測定だけではなく各事業体の入力之余剰、出力の不足の測定にも繋がるからである。

$$\begin{aligned} \text{目的関数} \quad & (LP_1) \quad \min \theta \\ \text{制約条件} \quad & \theta x_0 - X\lambda \geq 0 \\ & y_0 - Y\lambda \leq 0 \\ & \lambda \geq 0 \quad \lambda = (\lambda_1, \cdots, \lambda_n)^T \end{aligned}$$

この (LP_1) における効率値と (CCR) の効率値 θ^* は同値となる。
そして、 θ^* を得た後に (λ, s_x, s_y) を変数とする (LP_2) を解くことにより入力不足、出力之余剰を求めることができる。

$$\begin{aligned} \text{目的関数} \quad & (LP_2) \\ \text{制約条件} \quad & s_x = \theta^* x_0 - X\lambda \quad s_y = Y\lambda - y_0 \\ & \lambda \geq 0 \quad s_x \geq 0 \quad s_y \geq 0 \end{aligned}$$

s_x : 入力之余剰
 s_y : 出力之余剰
 e : 単位行列

以上の (LP_1) , (LP_2) の二つの式を解き、 $\theta = 1$ でかつスラック（入力之余剰や出力の不足）が0であるとき、その事業体の活動は効率的であるといえる。

以上がCCRモデルについての説明であるが、CCRモデル以外のDEAにおける一般的な計測モデルについてBCCモデルというものも存在する。これはCCRが規模の収穫一定を仮定しているのに対し、BCCは規模の収穫可変を仮定している。理論的な説明は省略するが、こちらの分析からは、各事業体の生産活動についての規模の経済性についても求めることができる。本稿ではCCRモデル、BCCモデルの両方を用いて効率性測定を行った。

第4節 金融機関の経営効率性推移の実証分析

第1項 DEA の input と output

分析におけるoutputは、前述の通りマルチアウトプットという点を活かして、資金調達業務と資金運用業務における生産物をそれぞれoutputとした。資金調達業務におけるoutputとしては預金残高を用い、そして資金運用業務のoutputとしては資金運用収益を出力として用いる。しかし、ただ資金運用収益をそのまま計上しては収益率を分析しているに過ぎないので、不良債権等の問題を考慮に入れた健全性も示すことができるように、貸倒引当金と貸出金償却の二項目を控除したものを収益と定義し、資金運用業務におけるoutputとした。金融機関の収益としては役務取引収益も近年増加傾向にあるが、資金運用収益と比較するとまだまだ割合が小さいため、本稿における収益は資金運用収益のみと定義して以降分析を行っていく。

次にinputであるが、労働としては常勤従業員数を、資本としては店舗数と資本金を、生産にかかるコストとして経常費用をinputとして分析を行った。データは「全国銀行財務諸表分析」より引用し、分析対象は都市銀行・地方銀行・第二地方銀行とした。信用金庫・信用組合についてはデータの入手が困難であったこと、信託銀行や郵便貯金については今回の分析対象とした銀行と比較して経営構造が大きく異なるため、今回は分析対象から外した。分析期間は、金融機関の破綻が相次いで起こり、金融機関側・預金者側双方がリスクを感じ始めたと考えられる1999年からの5年間を分析対象期間とした。今回の分析の目的が効率性推移の測定であったため、本来は時系列分析手法であるWindow法により各金融機関の効率性の推移を測定したかったが、合併や破綻により各年度でサンプル数が変化してしまうため、本稿では分析対象の金融機関のデータの名目値を「国民経済計算」の国民総支出四半期デフレーターによってデフレートを行い、5年間分を全てプールして分析を行った。効率値はBCCモデル、CCRモデルそれぞれの結果の平均値を効率値として定義した（尚、以降の分析結果における効率値も全てBCCとCCRの平均値と定義する）。この分析結果の5年間の推移を図示すると、表2-1のようになる。

表 2-1 DEA 分析の効率性推移

年度	BCC	CCR	平均
1999	0.6010	0.4800	0.5405
2000	0.6002	0.4740	0.5371
2001	0.6046	0.4740	0.5393
2002	0.6241	0.4949	0.5595
2003	0.6352	0.5054	0.5703

サンプル数：635

output：a) 預金残高
b) 運用収益＝運用収益－貸倒引当金

input：職員数・店舗数・資本金・経常費用

結果によりわかるように、金融機関の経営効率性の推移にはほぼ変化がなく、大きな改善はみられないという結果が得られた。ペイオフ政策によって金融機関の経営強化に対する意識を高めさせたはずではあるが、金融システム全体として効率化が進んでいないということがわかった。この事実が 2002 年に定期性預金と共に解禁するはずであった普通性預金のペイオフ解禁を 2005 年度に延期させたことの理由でもあるのではないかと考えられる。

それでははたして効率化が進まなかった原因は何であるか。その要因を詳しく調べるため、資金調達業務と資金運用業務という二つの output を分割してそれぞれの業務における効率性の推移の測定を行い、どちらが金融機関の効率性の改善を阻害しているのではないかと検証を行った。それぞれのケースにおける input、output は

ケース 1：資金調達業務における効率性分析

output：預金残高

input：職員数、店舗数、資本金、資金調達費用、営業経費

ケース 2：資金運用業務における効率性分析

output：資金運用収益 — 貸倒引当金 — 貸出金償却

input：職員数、店舗数、貸出金、有価証券、営業経費

と定義した。今回の分析において両方のケースで input に営業経費を用いているが、これは資金調達にかかる費用、資金運用にかかる費用、その他の業務にかかる費用といった細分化した分類が不可能であったため、双方のケース共に総額を計上して分析を行った。

また金融機関の収益としては役務取引収益も存在するが、割合が小さいために今回は割愛した。この二つの分析における投入と産出の流れを以下に図示する。

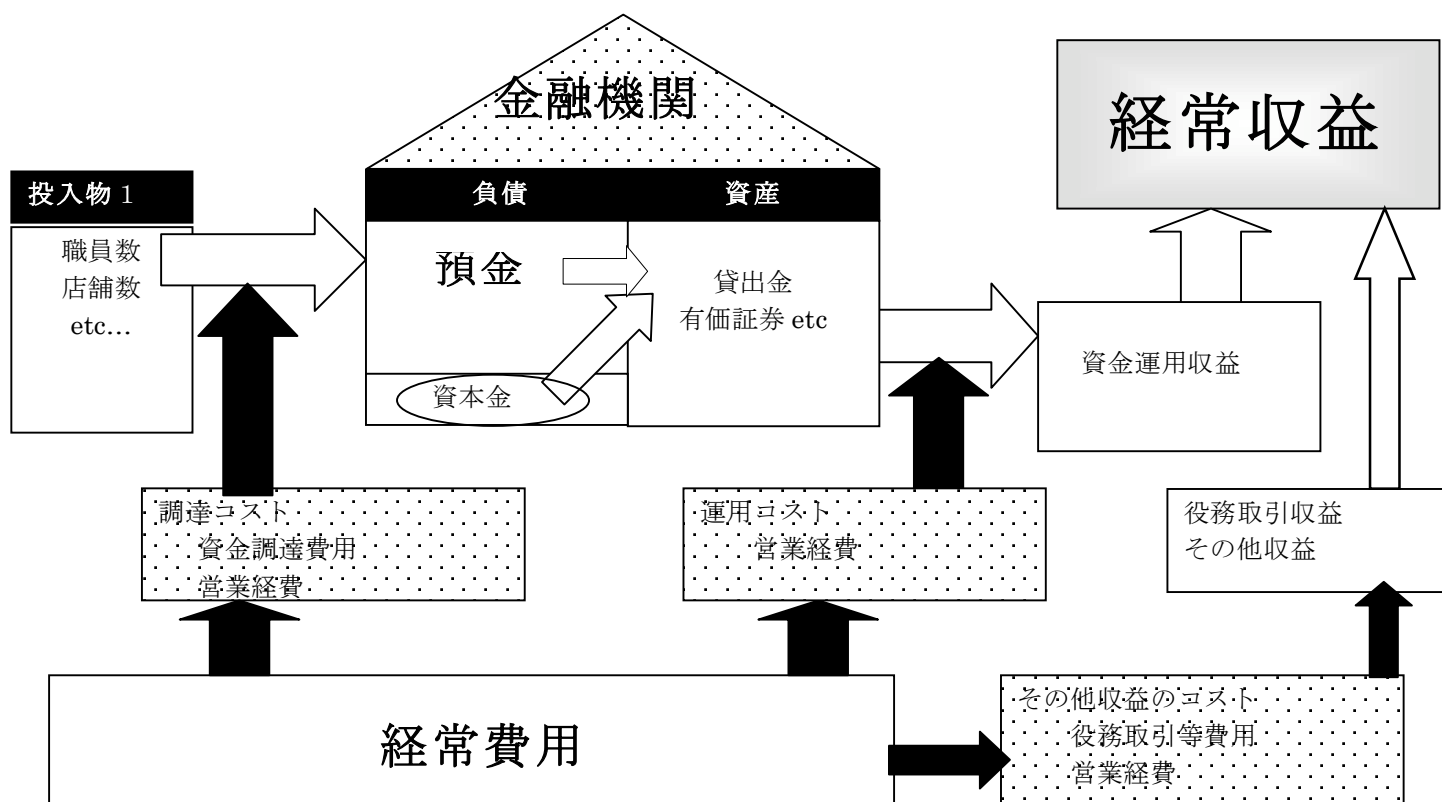


図 2-2 ケース 1, 2 における金融機関の投入と算出の関係

この二つの分析の結果を図示すると、

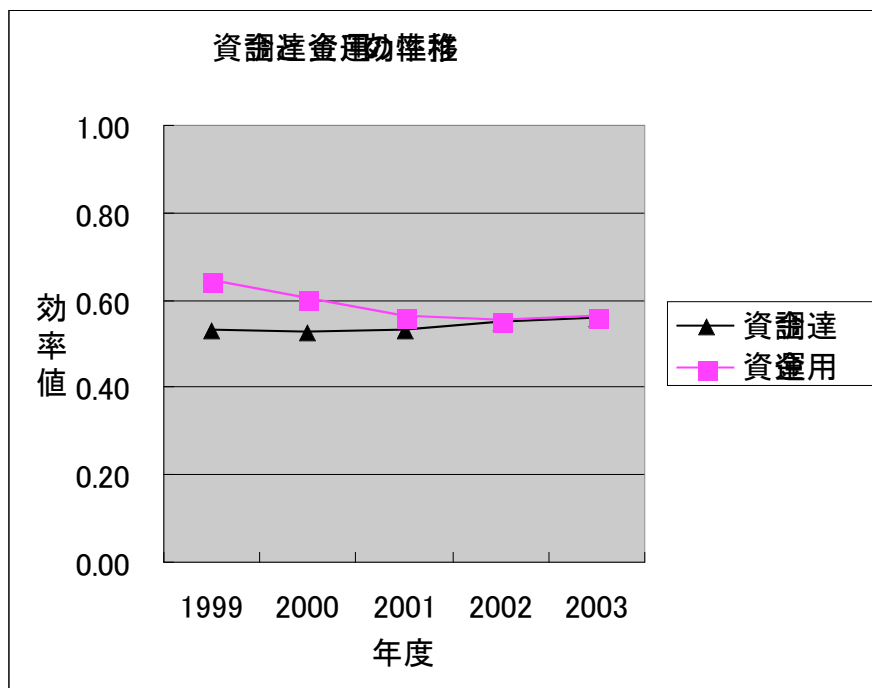


図 2-3 output 分割時の DEA 結果

という結果が得られた。全体的に資金運用業務について効率性は低下傾向であり、資金調達業務に関して増加傾向にあるという結果が得られた。

そして分析結果をより細かくみるために同様のケースの分析を、サンプルを都市銀行と地方銀行に分割しての分析も同時に行った。それぞれの結果を図示すると

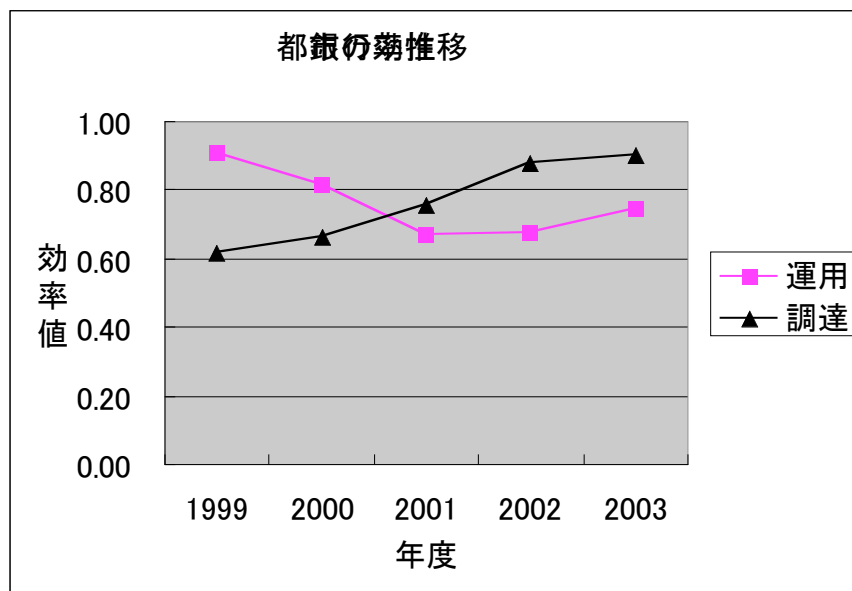


図 2-4 都市銀行における調達と運用の効率値の推移

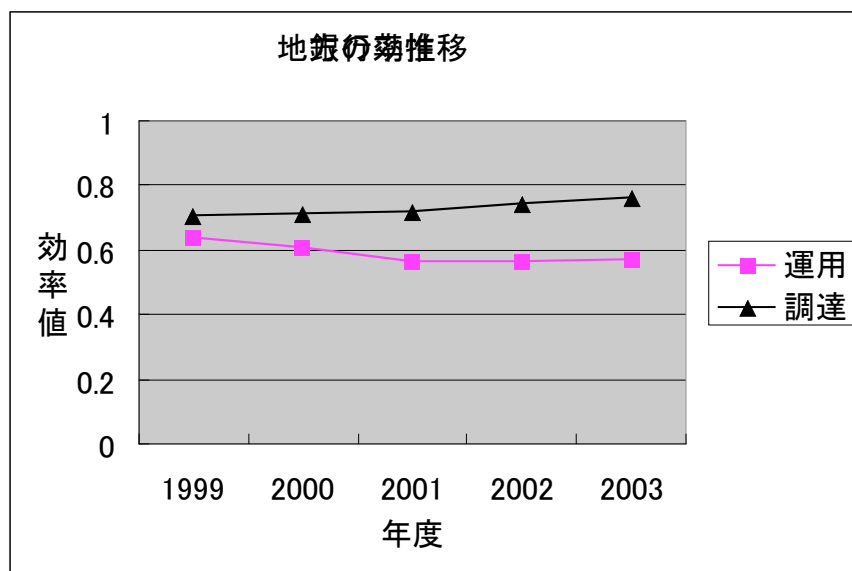


図 2-5 地方銀行における調達と運用の効率値の推移

という結果が得られた。

この結果より、全体の傾向と同じく都市銀行・地方銀行の双方において資金調達の面に対しての効率値は増加傾向にあり、資金運用の面においての効率値は 2003 年度において若干改善されたもののこの 5 年間で大きく悪化しているという結果が得られた。特に都市銀行に関しては推移の変動を非常に大きくみることができた。また、資金調達と資金運用の関係を図示してみると

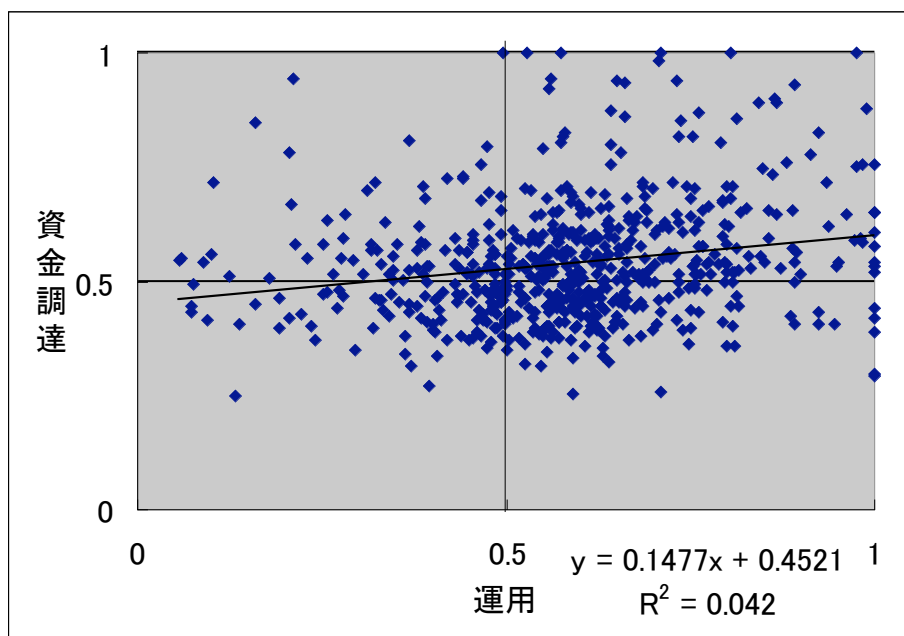


図 2-6 資金運用と資金調達の効率値の関係

このような結果となり、資金調達と資金運用の効率値には相関がみられないということがわかった。つまり、効率的に運用収益を上げることができる金融機関であっても、必ずしも資金調達が効率的であるというわけではなく、また逆に資金調達を効率的に行える金融機関であっても、その集めた資金から効率よく収益を上げているわけではないということがわかった。金融機関は全体として預金という活動資金が増加したのにも関わらず、資金運用の効率値を下げているため、豊富になった資金を高い生産に結びつけられていないといえる。

資金運用業務の効率値の低下はいったい何が原因なのであろうか。次章で考察を行う。

第3章 DEA 分析結果からの考察

本章では、第 2 章の分析結果より金融機関の資金運用面に問題があると考えられたので金融機関の資金運用面の現状と問題点を考察する。そこで、業態を問わず銀行の資金運用収益の上位 2 項目について日本銀行発表の「金融経済統計月報」より作成した図表をもとに分析した。

結果として、「貸出」は近年減少傾向にあることがわかった。その一方で、「有価証券」は、保有額が増加していた。内訳では株式が減少しているのに対し国債が大幅に増加していた。これは、貸出減少によって生まれた余剰資金が有価証券に移動したと考えられる。特に配当金が安定的な国債を中心に移動したと考えられる。このように金融機関が、収益性の低い国債での運用に比重を高めたという事実が、金融機関の運用における効率性を高めなかったと言える。

第1節 貸出に関する考察

ここでは、業態を問わず銀行の資金運用収益の約 70% (表 3-1) が貸出金利息であることから貸出残高から銀行貸出の状況を概観していく。日本銀行発表の「金融経済統計月報」より作成した図表をもとに分析した。

表 3-1 資金運用収益の構成

損益計算書(平成 15 年 4 月 1 日～16 年 3 月 31 日)

(単位: 百万円、%)

科目	A 全国銀行(131)		B 都市銀行(7)		C 地方銀行(64)	
	当期計数	構成比	当期計数	構成比	当期計数	構成比
資金運用収益	10,913,335		5,214,530		3,555,488	
貸出金利息	8,152,651	74.7%	3,722,423	71.4%	2,831,847	79.6%
有価証券利息配当金	2,166,233	19.8%	1,008,260	19.3%	683,238	19.2%
その他	594,451	5.4%	483,847	9.3%	40,403	1.1%

(出所) 全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析 平成 15 年度決算」より作成

まず、国内銀行における貸出金残高の推移(表 3-2)を見ると、1999 年時点では約 460 兆円であった総貸出残高は、2003 年 9 月末時点で約 400 兆円になった。この 4 年で▲60 兆円程度減少したことになる。

総貸出の内訳を見ると、企業貸出の減少が大きい。1999 年 9 月末には約 370 兆円だったのが、2003 年 9 月には約 300 兆円へ▲70 兆円強の減少となった。大企業向け貸出が▲8 兆円強、中堅企業で▲25.5 兆円、そして中小企業においては▲37.7 兆円の減少となった。一方で個人向け貸出は約 12 兆円増加している。これは、住宅貸出の伸長によると考えられる。

この結果から、総貸出に占める企業貸出の割合は 80.4%から 74.5%へ低下、その中でも中堅企業は 9.5%から 4.6%へ、中小企業は 50%強から 46.5%へと低下している。

それでは、この企業貸出の減少は、銀行等金融機関の貸出態度の消極性、すなわち「貸し渋り」などに起因するのだろうか。

不良債権処理を進める方針のもと、資産査定が厳格化が銀行の与信姿勢を慎重化させている側面は否定できない。しかし、日本銀行「短期経済観測」において企業側が感じる銀行の貸出態度

(図 3-1) は、2002 年に低下はしているものの 1998～99 年にかけ金融システムの不安が広がったところに比べると好転している。2003 年に至っては景気回復も手伝ってか、企業規模に関わらず貸出判断は上昇している。よって融資を絞り込むような貸出姿勢の厳しさは着実に小さくなっていると考えられる。

表 3-2 期末貸出残高の構成

期末貸出残高

(単位：百万円)

	貸出合計	前年比								
			大企業	前年比	中堅企業	前年比	中小企業	前年比	個人	前年比
1999.09	4,622,306		1,025,362		439,436		2,252,186		905,320	
2000.09	4,559,618	▲ 1.4%	1,035,280	1.0%	250,820	▲ 42.9%	2,352,239	4.4%	921,277	1.8%
2001.09	4,429,480	▲ 2.9%	1,025,569	▲ 0.9%	234,843	▲ 6.4%	2,223,154	▲ 5.5%	945,912	2.7%
2002.09	4,176,150	▲ 5.7%	1,005,053	▲ 2.0%	201,737	▲ 14.1%	1,995,436	▲ 10.2%	973,922	3.0%
2003.09	4,028,487	▲ 3.5%	943,028	▲ 6.2%	184,070	▲ 8.8%	1,875,078	▲ 6.0%	1,026,310	5.4%

(出所) 日本銀行「金融経済統計月報」より作成

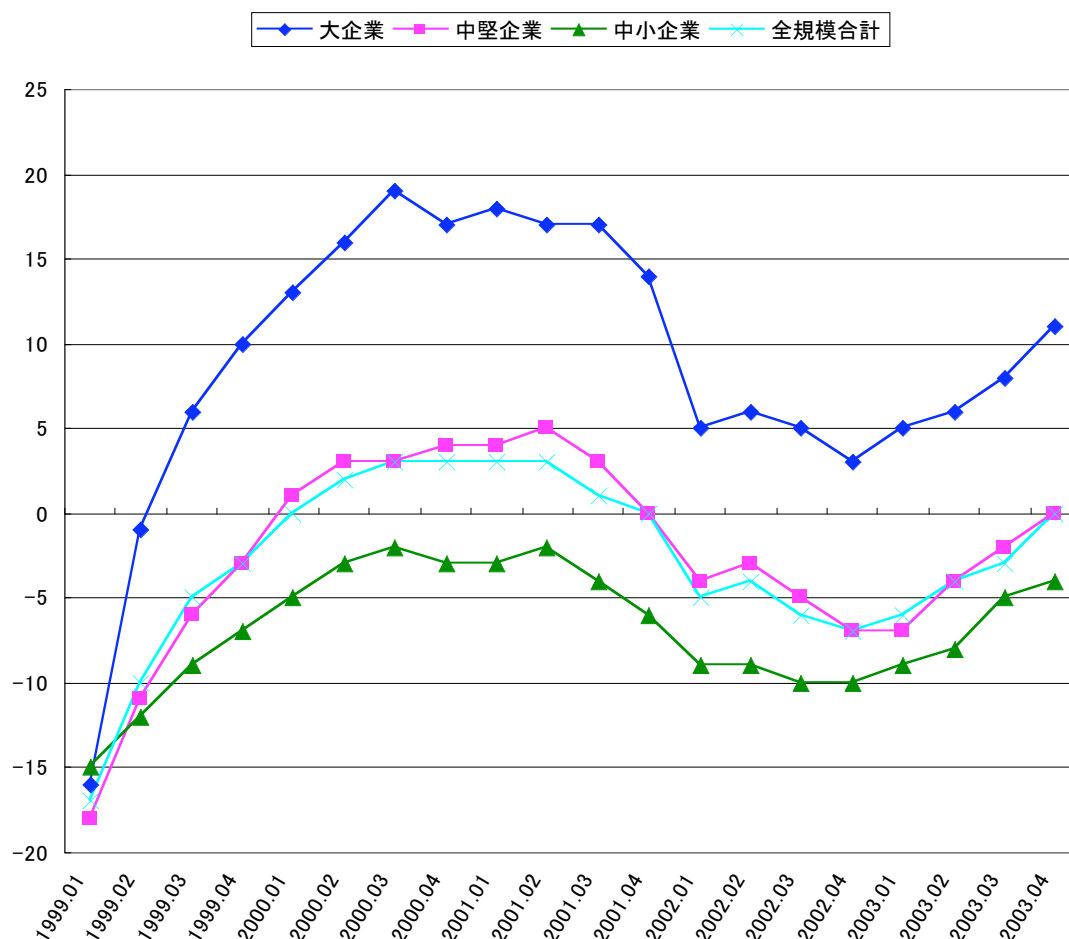


図 3-1 金融機関の貸出態度（「緩い」－「厳しい」）

(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」より作成

また、日本銀行「短期経済観測」において企業側が感じる資金繰り（図 3-2）は、貸出態度同様に変動しており、1999 年時点に比べれば好転している。

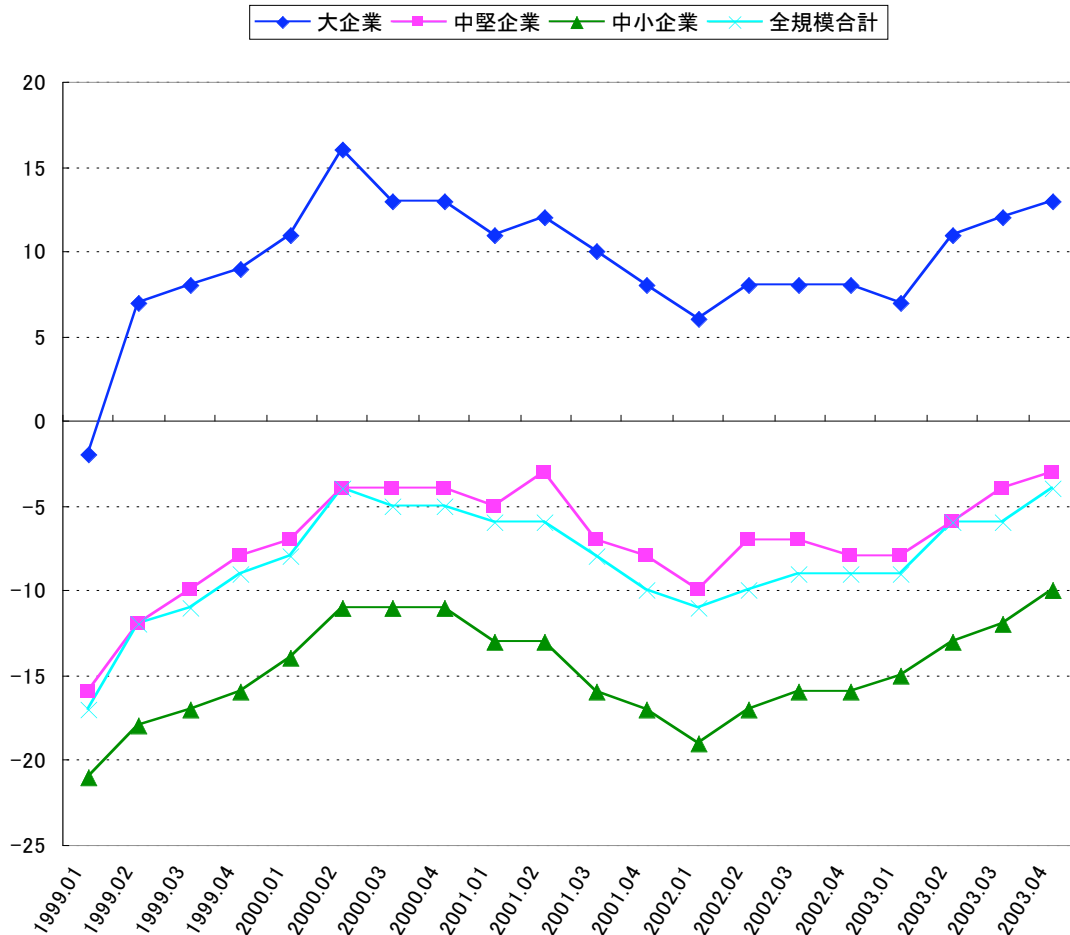


図 3-2 資金繰り（「楽である」－「苦しい」）

（出所）日本銀行「全国企業短期経済観測調査」より作成

確かに、貸出判断 DI、資金繰り判断 DI 共に 1999 年以降マイナスであったがとりあえず回復へと向かっていた。しかし、先に見たように銀行貸出残高は依然として低下傾向にあった。このように現状を見る限り、貸出残高の減少は銀行等金融機関の問題ではないと考えられる。むしろ借り手側である企業が、外部資金である貸出金を必要としていない、つまり、企業の外部資金（貸出金）に対する依存度が低下しているのではと考えられる。

そこで、企業側の資金需要に関して設備投資額の推移（表 3-3）を見ると、1997 年以降減少傾向にあり、企業の設備投資に対する慎重姿勢が読み取れる。これは、企業が収益体質の改善を図っているためと考えられる。また、在庫削減などにより運転資金需要の減少も続いていると思われる。

これらを勘案すると、今後も企業の財務改善と収益性向上という傾向は変わらないと見込まれる。したがって、企業の資金需要は、減少傾向にあると考えられる。

表 3-3 設備投資額 実績

設備投資額 実績				単位 億円		
	大企業	前年比	中堅企業	前年比	中小企業	前年比
1997	302904		227603		105496	
1998	285290	▲ 5.8%	223664	▲ 1.7%	102125	▲ 3.2%
1999	244859	▲ 14.2%	216337	▲ 3.3%	93904	▲ 8.0%
2000	248468	1.5%	206414	▲ 4.6%	95440	1.6%
2001	226415	▲ 8.9%	199900	▲ 3.2%	91347	▲ 4.3%
2002	195600	▲ 13.6%	193602	▲ 3.2%	88738	▲ 2.9%
2002	252049	28.9%	60112	▲ 69.0%	57727	▲ 34.9%
2003	255792	1.5%	62225	3.5%	64956	12.5%

(出所) 日本銀行「金融経済統計月報」より作成

以上のように、銀行の資金運用の中心である貸出（＝企業の資金需要）が減っているならば、銀行はどのような方法でその余剰資金を使うのか、またはどのようにして運用収益を増加させていくのかが問題となる。そこで次に、銀行の資金運用収益の約 20%（表 3-1）を占めており、余剰資金が向かう可能性が高い有価証券について見ていく。

はじめに都市銀行を例に見ると、明らかに有価証券保有額（図 3-3）は増加している。また、その内訳を見ると 1998 年 9 月末には 50.1% を占めていた株式が 2004 年 8 月末には 15.6% とその割合を大きく下げている。その一方で、国債の割合が 1998 年 9 月末で 22.8% だったものが 2004 年 8 月末で 57.8% まで上昇している。これは、近年の株価の変動幅の大きさなどが株式の保有額を減少させたと考えられる。国債については、配当金が安定していることや 2003 年 3 月より導入された「個人向け国債」などがその割合を押し上げたと考えられる。

このような国債の保有額の増加が他の業態の銀行においても見られなかったかを次に見ていく。結果は、図 3-4 のようになった。都市銀行ほどではないものの各業態とも有価証券は元より国債保有額を伸ばしている。

これらの結果から、貸出減少によって生まれた余剰資金は国債を中心とした有価証券に移動したと考えられる。このような国債での運用に資金を投入する動きは、確かに配当金などが確実に見込めるため株式などに比べればリスクも低く銀行にとって有利なように見える。しかし、銀行本来の収益を上げる目的にはあまりそぐわないと考えられる。なぜなら、配当金から得られる収益自体が非常に小さいからである。よって、このような銀行の行動は収益性の向上は元より、経営効率性の改善にはつながらないと考えられる。

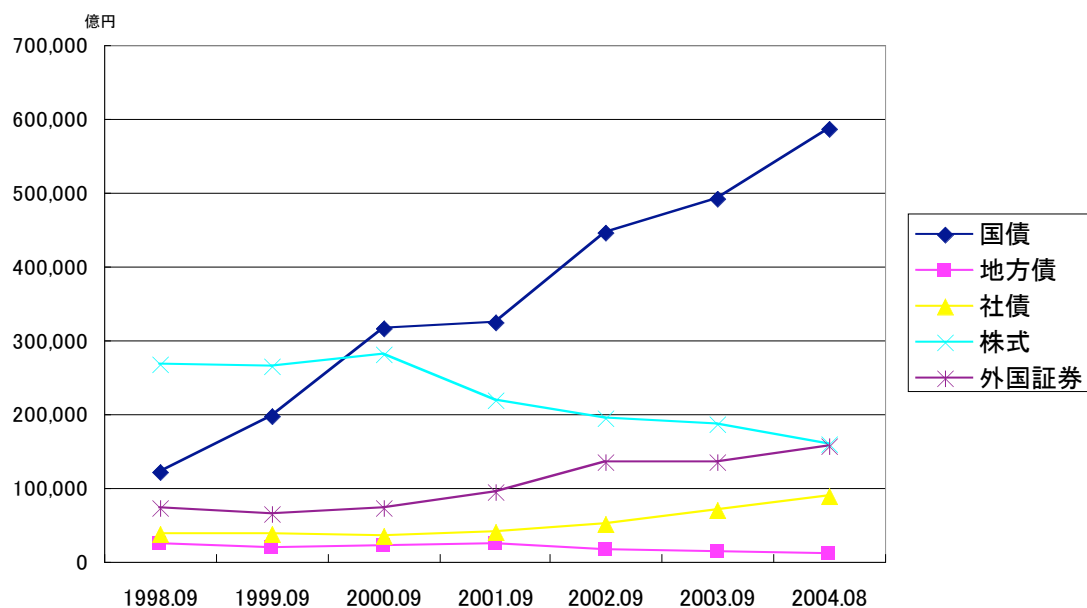


図 3-3 都市銀行資産における有価証券内訳
(出所) 日本銀行「金融経済統計月報」より作成

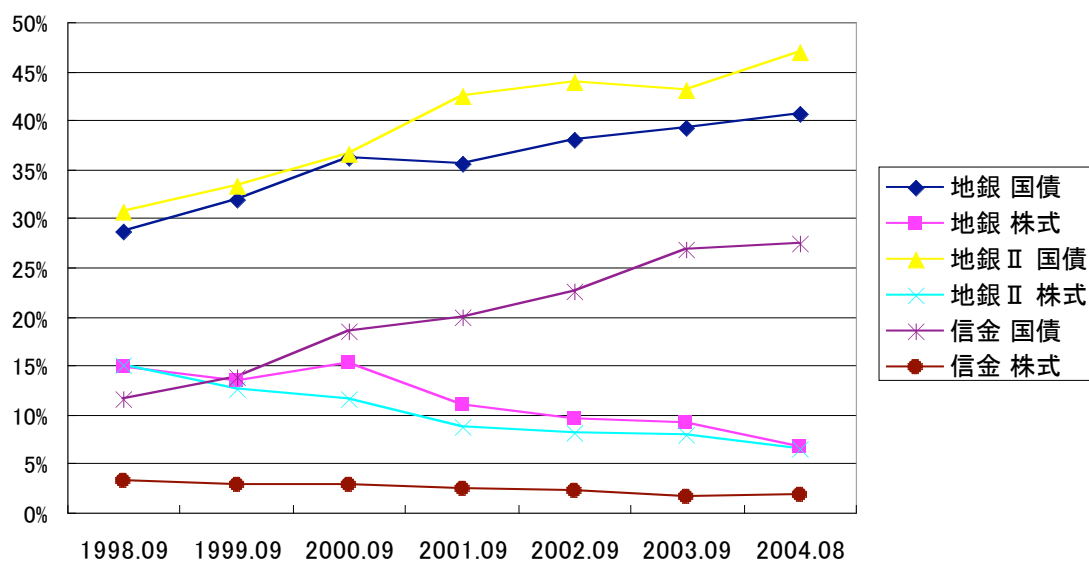


図 3-4 業態別 有価証券に占める国債・株式の割合
(出所) 日本銀行「金融経済統計月報」より作成

第4章 預金者行動にみる 金融機関選択と選択基準

第2章で、経営効率値の高い金融機関に預金が流動しているかを検証するために DEA 分析を行ったが、DEA 効率値と過去5年間の預金増減額との間には相関が見られなかった。では預金者は、金融機関選択の際にどのような指標を重視しているのだろうか。そこで本章では預金者側からみた金融機関選択行動を分析、考察した。利便性が金融機関の預金増減額に与える影響を分析した先行研究や、預金増減率、預金金利と不良債権比率、不動産関連融資比率などのリスク指標との間に相関関係があるかを実証分析した先行研究はあったものの、複数の指標を同時に分析している先行研究は見当たらなかった。そこで本稿は預金増減額が利便性や健全性、規模、効率性といった指標のうちのどの指標と最も相関があるかを検証するために回帰分析を行った。回帰分析の結果、預金者は金融機関を選択する際に、利便性や規模という指標を重視していることが分かった。よって、依然として預金者のモラルハザードは解消されていないことが示された。前述の通り、預金増減額と DEA 効率値の間には相関がなかったことから、このまま預金者が利便性重視で金融機関選択を行っていても、金融システムの効率化にはつながらないということが示された。

第1節 預金者の金融機関選択行動

第2章で金融機関の経営効率における問題点を考察したが、本章では預金者側から見た考察を行う。第1章で述べたように1999年から2003年までの5年間（2002年に行われたペイオフ一部解禁前後の期間）においても金融機関全体の預金額は増加した。また銀行間での預金シフトも見られた。ペイオフ政策の目的である金融システムの効率化に向かっているのであれば、経営効率の高い金融機関に預金がシフトしているはずである。

そこで、第4章では経営効率の高い金融機関に対して預金が集まっているのかということを検証するために分析を行った。その結果は図4-1の通りである。

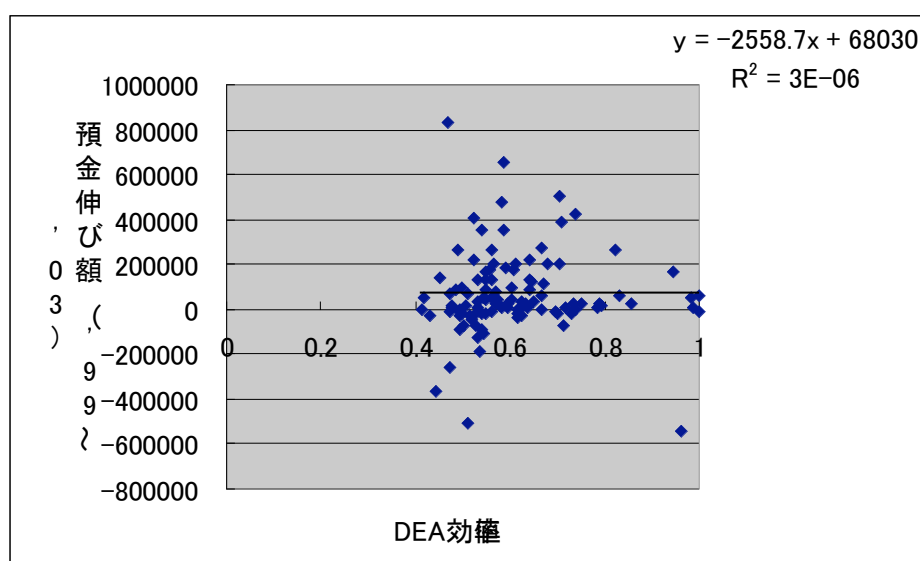


図 4-1 DEA 効率値と預金伸び率

図 4-1 のように DEA による効率値と 5 年間の預金増加額との間には相関はみられなかった。これは金融機関経営の効率化に預金者の金融機関選択行動がうまく機能していないということを示している。では、預金者は金融機関選択の際に、どのような指標を重視しているのかということの先行研究と比較しながら本章で考察、分析していく。

第2節 預金者の金融機関選択

この節では個人の金融機関選択の基準に関して論じていく。分析に関しては、個人に関しては金融広報中央委員会実施の「家計の金融資産に関する世論調査」もとに行う。

図 4-2 のように約 8 割の回答者が近隣に店舗・ATM 等があること、つまり物理的な利便性を挙げている。一方で経営の健全性を重視するという回答は、一時は 40%程度まで漸増したものの、近年は減少に転じている。この結果から、預金者が金融機関を選択する際には圧倒的に利便性という指標を重視していると言える。

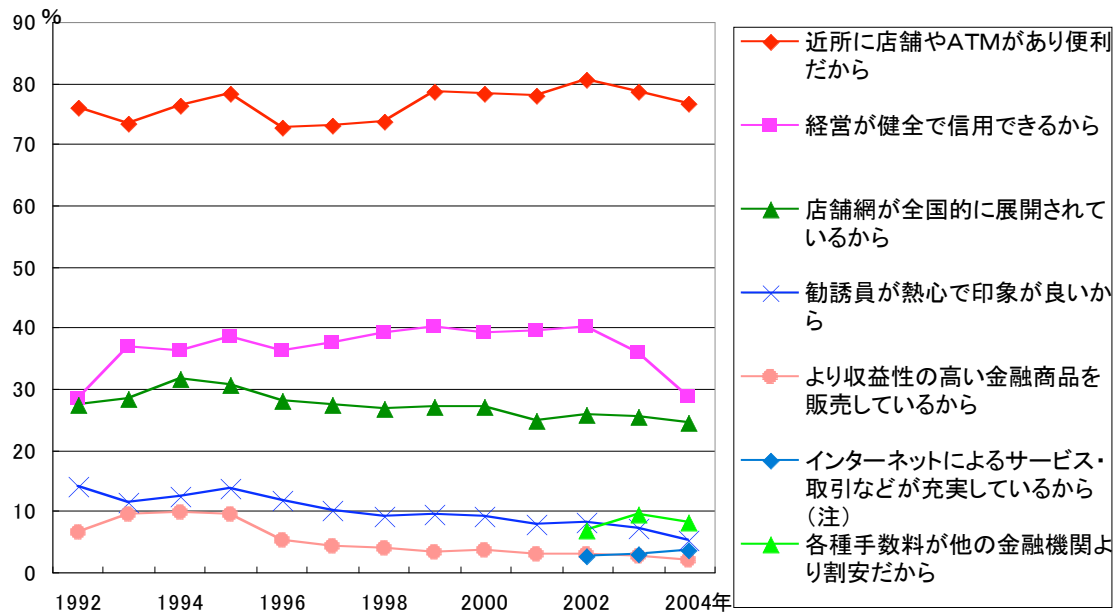


図 4-2 個人の金融機関の選択理由

(出所) 金融広報中央委員会「家計の金融資産に関する世論調査」より作成

第3節 先行研究

預金者が金融機関を選択するうえで考慮すると予想される指標には、利便性、健全性、規模（知名度）などが挙げられる。そこで、まずそれぞれの指標における先行研究を取り上げる。

第1項 利便性についての先行研究

預金の金融機関選択において、金融機関の利便性（店舗網）を考慮に入れた先行研究として、堀内・佐々木〔1982〕や松浦・橘木〔1991〕、井上・宮原・深沼〔1998〕、吉野・和田〔2000〕、奥井〔2000〕などが挙げられる。

まず、堀内・佐々木〔1982〕では5年ごとの「全国消費実態調査報告：貯蓄編」によるクロスセクションデータを用いて、世帯あたりの店舗数に人口密度を乗じることによって利便性の指標を作成し、預金残高と利便性の関係を最小2乗法によって推計している。堀内・佐々木〔1982〕ではこれを「店舗サービス」と定義している。その結果から、民間銀行預金の需要は利便性とプラスの関係があるという結論を得ている。

次に、松浦・橘木〔1991〕では、1984年～88年の「貯蓄動向調査」による都道府県別、市町村別のパネルデータを用いて、郵便貯金・民間銀行預金・簡易保険・普通保険などの資産選択の要因を求めている。これによる推計結果では、民間銀行預金のみの保有関数・需要関数ともに、利便性がプラスの効果をもたらしている。

さらに、吉野〔1991〕〔1993〕〔1994〕では、郵便局・全国銀行・信用金庫について店舗の配置を人口・県民所得・県の面積によって第一段階で推計し、その結果から得られた推計店舗数によって、郵便貯金・全国銀行預金・信用金庫預金を2段階最小2乗法によって推計している。推計結果は、松浦・橘木〔1991〕とは異なり、郵便貯金にも店舗の利便性がプラスに働くという結論を得ている。

一方、奥井〔2000〕は個票データを用いて各家計にとって最も近い金融機関の選択に与える影響をプロビット分析で考察している。また、個票データを利用している場合でも、利便性についての正確な情報が得られないため、各家計にとっての相対的な金融機関の近さについての情報を利用している。1997 年の郵政総合研究所金融機関利用調査⁶のデータを用いて分析した結果、いずれのケースにおいても、利便性の比率は最も高いという結果が得られている。ただし、これらの研究では金融機関選択の際に重視されると予想される利便性以外の指標（健全性・収益性・リスク）については特に言及されていない。

第2項 健全性についての先行研究

次に健全性についての先行研究としては、細野〔2002〕が挙げられる。ここでは 90 年代の全国銀行データを用いて、預金増加率・預金金利と不動産関連融資比率・不良債権比率・破綻ダミーで測ったリスク指標との間に相関があるかを実証分析している。その分析結果によると、都銀などの主要行では、預金増加率とリスク指標との相関は弱く、預金金利に関してもリスク指標との相関も有意ではないという結論を得ている。その理由として主要行では公的資金の投入などで預金保険の発動が回避できると予想されたことから、預金者の市場規律がうまく機能しなかったのではないかという推測を立てている。一方で、地銀に関しては、主要行と異なり預金増加率・預金金利とリスク指標の間に強い相関があることから、預金者の規律付けが機能していたと主張している。ただし、細野〔2002〕では、預金者は本来、銀行の破綻リスクに敏感に反応するものであるとして、銀行のリスクに対する預金者の反応に限って分析をしている。

第4節 預金者の金融機関選択行動の実証分析

以上のように利便性指標の預金増加率に対する影響や家計が金融機関選択の際に重視している指標について分析した先行研究や、預金者が銀行のリスクにどのように反応するかを分析した先行研究はあるものの、利便性・健全性・規模などの指標を同時に分析した先行研究は見当たらなかった。そこで本稿では、預金増加率とそれらの指標の間にどのような相関があるかを分析するために以下のような回帰式を立てた。

$$\text{預金増減額} = a + b(\text{利便性}) + c(\text{健全性}) + d(\text{規模}) + e(\text{DEA効率値})$$

ここでの分析対象の期間は第 2 章での DEA のケースと同じ 1999 年からの 2003 年までの 5 年間という期間を採用し、データも「全国銀行財務諸表分析」より引用した。サンプルも同じく全国銀行を扱うが、分析対象の 5 年間に合併や経営統合を行った金融機関や、公的資金注入や

⁶ 郵政総合研究所が家計の金融機関や金融サービスに対する利用意識や利用動向を調査し、今後の家計や消費者のニーズを把握するため、平成元年度より 1 年おきに、全国から無作為で抽出した 3,000～6,000 世帯を対象に行ったアンケート調査である。本調査では「家計が現在利用している金融機関」について、「自宅や勤務先、よく行く場所に近い」という指標を選択している家計は利便性を重視していると定義されており、世帯主年齢別で分類したグループについて各年における利便性、収益性、安全性を選択している家計の比率がパーセントで示されている。

早期是正措置による業務改善命令を受けた金融機関、実質経営破綻を迎えた金融機関は預金増減額に対して異常な値を示す恐れがあるため、本章ではサンプルより除外して分析を行った。

第1項 被説明変数と説明変数の定義

預金増減額：金融機関における 5 年間の預金増減額（2003 年の預金額から 1999 年の預金額を引いたもの）とした。データは「全国銀行財務諸表分析」より引用した。

利便性：当該金融機関が店舗展開している各都道府県の人口に、各都道府県でのシェア（県内の当該銀行数／県内の総銀行数）を乗じた数値を適用した。ここでの人口は、総務省統計局の都道府県別人口のデータを用いた。

$$a_{\text{銀利便}} = \frac{\text{A 県の銀行数}}{\text{A 県の総銀行数}} \times \frac{\text{人口}}{\text{数}} + B \times \frac{a}{\text{数}} \dots$$

自己資本比率：健全性についての指標であるが、本稿では金融機関における前年度の自己資本比率を用いた。その理由であるが、信金中金総合研究所金融調査情報〔2004〕によると、新聞 4 大紙と日本経済新聞に自己資本比率という言葉が何回出てきたかという報告があり、銀行が破綻し始めた 1998 年頃から急激に回数が伸び出し、2002 年の定期預金に対する一度目のペイオフの際には年間 2000 回に達している（図 4-3）。このことから預金者の自己資本比率に対する関心が高まっていると考えたからである。預金増減額は前年の自己資本比率に影響されるため、ここでは 1998 年から 2002 年までの自己資本比率を用い、5 年間の平均を用いた。

規模：金融機関の各一店舗あたりの総資産額を用いた。自己資本比率同様、5 年間の平均値を適用している。

効率値：2 章で測定した各金融機関の DEA 効率値を用いた。2-4 での 2 出力のケースにおける効率値の BCC、CCR の平均値を 5 年間の平均にしたものを効率値とした。

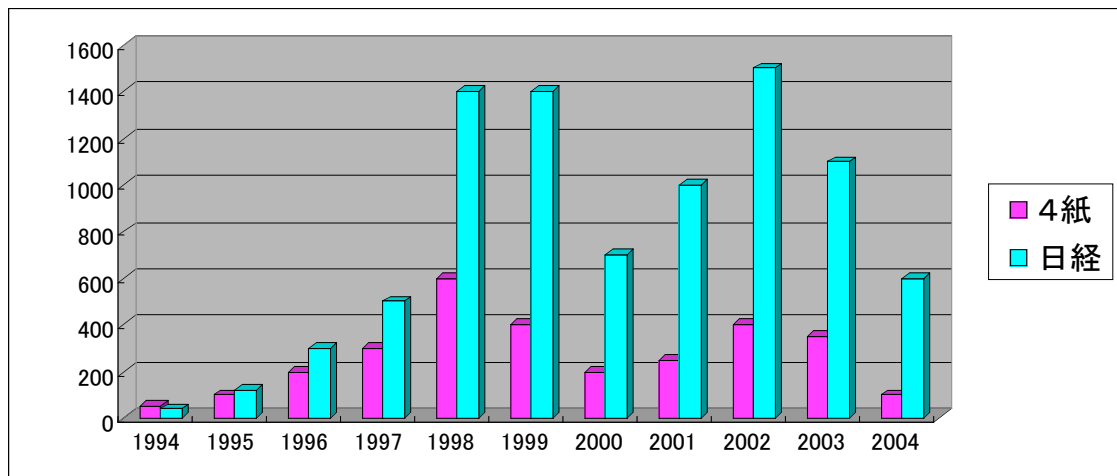


図 4-3 自己資本比率が掲載された回数
（出所）信金中金総合研究所より引用

第2項 分析結果

表 4-1 結果

b

変	R	変	標準	誤
i	0.428	0.8	0.2	

a 規模
b 健全

金

散 b

変	偏	変	期	意
i	健全	1	4	0
		0.8	0.8	
		0.8	0.8	

a 健全
b 健全

健全

あ

額

a

変	変	標準		t	変	標準			R
		B	変			散	偏	部	
i	健全	2		0	0				
	規模	0.8	0.8	1		0.8	0.8	0.8	0.8
	自	0.8	0.8						3
	1	3	2	9		0.8	0.8	0.8	2
	健全	5	4	6					3

a 健全

額

結果より、預金伸び額は全ての指標に対してプラスの係数が得られ、その係数の大きさは利便性＞規模＞効率値＞健全性の順であるということがわかった。自由度修正済み決定係数は 0.428 であり、推定モデルの説明力は若干弱く、自己資本比率に関して t 値が低いという問題があるが、このモデルに対して F 検定を行ってみると、F 値により全ての変数について帰無仮説を棄却することができたので、この推定モデルは説明力があるといえる。また、健全性に対して説明力が弱いと言う事実が、預金者が健全性という指標を重要視して行動していないということの証明ともいえる。このことから預金者が金融機関を選択する上で重視している指標は利便性や規模であるといえる。一方で預金者が、健全性や効率性という金融機関の指標をうまく活用できていないこともわかった。

ただし、図 4-1 で示したように、預金伸び額と効率値に関しては相関がないという結果が得られたにも関わらず、本稿で行った重回帰分析の結果によると t 値の高い有意な相関が得られた。多重共線性を示す VIF 値からみると共線性はみられないという結果が得られ、図 4-1 の結果と矛盾している点も考察されたが、今回は重回帰分析の値が有意であることからその結果を基に預金者行動を説明することとした。この問題については今後の課題として検討する。

では、なぜこのような結果になったのだろうか。そこで、金融広報中央委員会実施の「家計の金融資産に関する世論調査」(図 4-4)を見ると、実際に経営内容を確認するに至った者が 10%に満たず、「経営に関する情報が十分ではないので確認していない」、「確認の方法が分からないので確認していない」という回答を併せると全体の約 60%に達していた。その一方で、同調査における「取引金融機関の経営内容に対する認識」(図 4-5)における結果からは、金融機関の経営内容に不安を感じる預金者が約 60%に達することがわかった。

以上を踏まえると預金者は、経営内容に関する情報を知りたいが、その情報を得ることや理解することが困難であると感じていることが推察される。よって、金融機関が預金者に健全性など経営内容に基づく指標で金融機関を選択してもらいたいならば、より明快かつ簡潔なディスクロズが求められると考えられる。

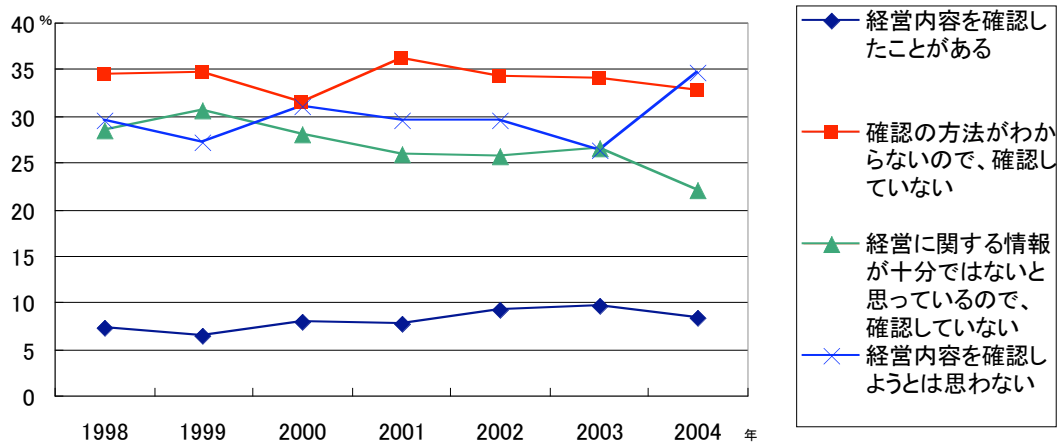


図 4-4 取引金融機関の経営内容の確認

(出所) 金融広報中央委員会「家計の金融資産に関する世論調査」より作成

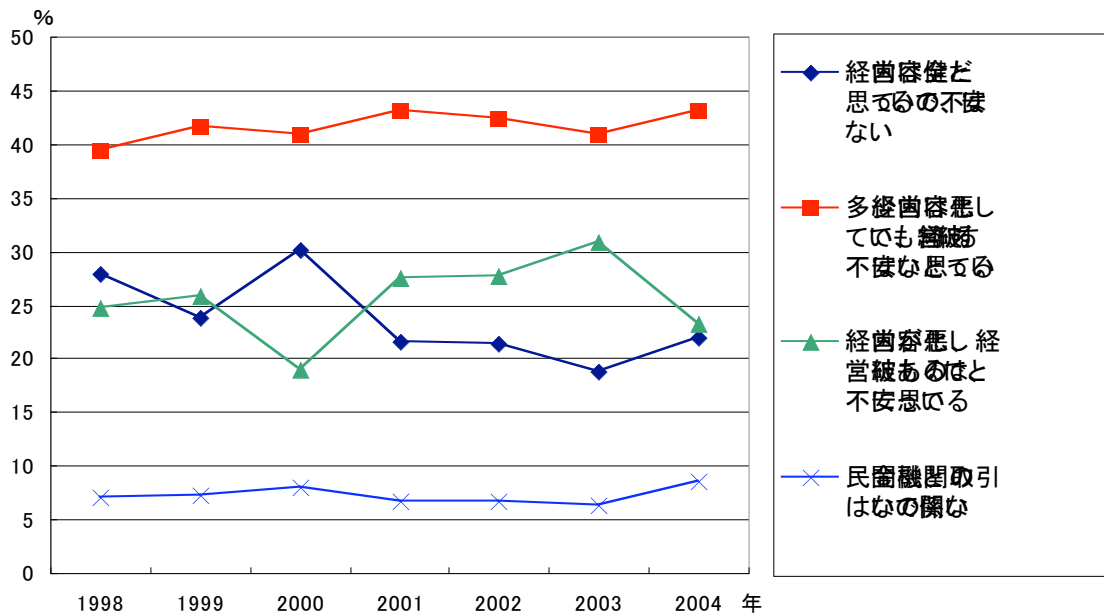


図 4-5 取引金融機関の経営内容に対する認識

(出所) 金融広報中央委員会「家計の金融資産に関する世論調査」より作成

このように本章では、預金者が金融機関のリスク指標や効率性指標を重視せず、利便性や規模といった指標を重視していることが分かった。このような利便性を重視する預金者の金融機関選

損が続くのであれば、2005 年のペイオフ全面解禁が実施されたとしても、金融システム効率化にはつながらないと考えられる。

次章では、預金者のモラルハザード解消への解決策と先述の金融機関の経営効率性改善への解決策を併せて政策提言していく。

第5章 政策提言

第3章、第4章の考察より、ペイオフ解禁にもかかわらず、リスク以外の指標が預金者の金融機関選択基準の上位にきていることや、効率値の観点から見て、依然として金融機関の経営改善が実現できていないことが実証された。我々はその共通の要因として、預金保険制度自体が、金融機関、預金者に対して望ましいインセンティブを与えることができていないのではないかと問題意識を持った。これまでも、金融機関の経営効率へのインセンティブを阻害する要因として預金保険料の問題や、預金者の預金保険に対するモラルハザードについて多くの指摘がある。本章では金融システム効率化を目的とした、預金保険制度改革についての政策提言を行う。具体的には、基準保険料(均一方式)にリスク指標に応じた可変料率を加算する方式の導入と、預金保険支払い限度額の段階的引き下げを提言する。

第1節 預金保険制度の問題について

第3章、第4章の考察より、ペイオフ解禁にも関わらず、リスク以外の指標が預金者の金融機関選択基準の上位にきていることや、依然として効率値の観点から見て、金融機関の経営改善が実現できていないことが実証された。我々はその共通の要因として、預金保険制度自体が、金融機関、預金者に対して望ましいインセンティブを与えることができていないのではないかと問題意識を持った。

この預金保険制度とは、銀行が破綻した場合、①預金者に対して直接一定の限度内で保険金を支払う、または②破綻金融機関の再建や同金融機関にかかる合併等に関し資金援助を行う制度と一般的に説明される。この預金保険制度に加盟するのは銀行⁷であり、銀行が預金保険の運営主体に一定の保険料（預金保険料）を払っている。預金者は銀行の経営状態について十分な情報を持たないので、時として過剰に反応し取り付けを引き起こすが、この制度によってそれを事前に抑制する効果がある。このように金融システム全体の信頼を確保する観点から、制度自体も柔軟な改定が行われている。最近では、そもそも金融機関が破綻しないことを目的とした早期是正措置や、金融機能強化法が施行されている。

しかし、現行の預金保険制度には、その保険料率を加盟金融機関のリスクのいかんに関わらず均一であるため、経営が優良である金融機関が問題金融機関のために不当に多額の保険料を支払っていることが従来から指摘されている。均一料率は保険料の算定と管理が比較的容易であるが、この制度の不備が金融機関の経営効率化への道を閉ざしているのではないだろうか。他方で、預金保険に与えるリスクに対応して格差をつけた保険料を賦課した場合には、こうした不公平が緩和され、問題金融機関は低い保険料率を目指して問題行動を是正するインセンティブが働き、その結果、金融システムの効率化が期待できる。このような可変保険料制度は、損失リスクに応じて保険料を賦課するという点から、一般の保険の考え方に近いものであり、理論的に優れた考え方である。そのため現在では可変保険料率を導入する国は急増しており、G7で見ると、すでに過半を占めている。(表5-1)

⁷ 正確には、全国銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、連合会などを指す。

この制度を日本に導入することはできないだろうか。そのためには、まず技術的、環境的課題を検討する必要がある。次節では技術的に解決すべき課題を諸外国の制度を参考としてあげる。

表 5-1 G7 の預金保険制度

	均一/可変
米国	可変
日本	均一
カナダ	可変
ドイツ	可変
フランス	可変
英国	均一
イタリア	可変

(出所) 本間 勝「世界の預金保険と銀行破綻処理」より作成

第2節 諸外国の例

第1項 技術面

さて、可変保険料率制度導入にあたり技術的に解決すべき最大の課題として、何を基準に金融機関の保険料の差を設けるかという、客観的な基準。つまり、リスクの計測方法が挙げられる。これは加盟金融機関が納得できるものにするべきである。

リスクの計測方法

この課題については金融機関のリスクを表示していると考えられる一つまたは複数の指標を用いて、リスク度を計測する方法が一般的である。以下に4つの方式をあげる。

(1) 自己資本比率を用いる方式

最も単純な方法として、自己資本比率の高低をリスク度の指標とみなして保険料を決める方式で、スウェーデン、フィンランド、ポルトガルなどが採用している。この方法の最大の利点は、リスク計測のためのコストや要員をほとんど要しない点である。しかしこの方式には問題点もある。それは、①自己資本比率の低さを理由として高い保険料をかけた場合、金融機関の自己資本充実に悪影響を与えること、②リスク把握の指標としては大雑把であること、などが指摘されている。

(2) 複数の客観指標を組み合わせる方式

この方法は、自己資本比率に加えて効率性、運用調達の期間変換度などの客観データを使ってリスクを計測する方式で、フランス、イタリアがこの方式をとっている。この方式により、第一の方式の問題点は若干緩和されるが、リスク度を客観的なデータだけで適切に評価できるかという問題は残る。

(3) 独自格付けによる方式

第三の方式として、監査機関に加盟金融機関の格付けを行わせ、これに基づき保険料率に格差をつける方式で、ドイツが採用している。加盟銀行は、ドイツ銀行監査協会から毎年、監査を受け、財務の健全性(財務状況と収益性の主要指標に基づく)と経営の質的評価によって5段階に格

付けられ、その段階ごとに保険料率を課される。この方式の場合には、いわば主観的な評価のみでリスクを計ることとなるほか、預金保険機構が監査制度運営のコストを負担することが問題となってくる。

(4) 客観指標と監督上の評価を組み合わせる方式

この方式は、客観データのほかに、監督的な評価を加味して、リスク度を測る方式であり、米国、台湾、カナダが採用している。この方式で最も単純なやり方は、①自己資本比率と②監督当局の金融機関格付けの2つを組み合わせ、リスク度を算定する方式である。この場合の格付指標として、通常、CAMELS格付が用いられる。これは、米国で開発された金融機関の格付方式で、実地検査の際に、資本の十分性(C)、資本の質(A)、経営管理状況(M)、収益力(E)、流動性(L)、市場変動の影響の受けやすさの6項目のそれぞれについて評価した後、その総合評価を行っている。この方式については、客観データのみを用いる場合に比べて、質的な側面を織り込むことができ、監督上の措置とも整合的な形で問題金融機関の行動是正に効果を発揮することができる。

そのため4つの方式を挙げたが、日本へ導入する際には、この方式が望ましいと考える。以下では、これを採用している米国とカナダの例を参考としてあげる。

第2項 米国の事例

米国の可変保険料率の算定は、前述のように、自己資本比率の高低(3段階)と、CAMELS格付(3段階)の2つの要素をほぼ同じウェイトで、マトリックス方式で組み合わせることにより、金融機関の保険料率を最大9区分に分類することを通じて、金融機関のリスク度をある程度反映し、保険料率に格差を設ける仕組みとなっている(表5-2)。そのうち最高の類型は1A、最低の類型は3Cとなる。

第3項 カナダの事例

カナダでは、米国よりも客観的なデータと監督的な評価を加味したもう少し複雑な方式をとっている。同国では、自己資本比率に加え、金融機関の抱えるリスクに対する説明力が高い、資産の質、資産の集中度、効率性などの11種類の定量指標(最大60点)と検査格付、法令順守度などの3種類の定性指標(同40点)に、一定のウェイト(合計100点)を配分したスコアリング方式に基づき、付保預金額に対する各金融機関の保険料率を設定する手法をとっている(表5-3)。これによって、その点数が低いほどリスク度が高いこととなる。

以上、米国とカナダの差別化手法について考察を行ったが、米国のリスク指標だけでは金融機関のすべてのリスクを捉えることができない場合があり、また、現実の動きに遅れる傾向がある。このようなことを考慮すると、自己資本比率に加え、金融機関の抱えるリスクに対する説明力が高い、資産の質、資産の集中度、効率性などの11種類の定量指標と検査格付、法令順守度などの3種類の定性指標を用いたカナダの方式を、日本に導入する際には、参考とすることが望ましいと考える。では、次に環境面の課題について検討する。

表 5-2 アメリカの可変保険料制度

	自己資本比率 良好〔1〕	自己資本比率 十分〔2〕	自己資本比率 不十分〔3〕
リスクベースの自己資本比率〔バーゼル比率〕	10%以上かつ	8%以上かつ	左記以外
Tier 1 のリスクベースの自己資本比率	6%以上かつ	4%以上かつ	
Tier 1 のレバレッジ〔Tier 1 /総有形資産〕	5%以上	4%以上	

	Category〔A〕	Category〔B〕	Category〔C〕
検査格付(CAMELS 評価)	1 ないし 2	3	4 ないし 5

〔注〕 Category〔A〕：ごく僅かな弱点しかもたず、財務的に健全な金融機関

Category〔B〕：是正しないで放置した場合、金融機関が深刻に悪化し保険基金のリスク増加をもたらす可能性を有する弱点を持つ金融機関

Category〔C〕：効果的な是正措置が実施されない場合には、保険基金に損失をもたらす可能性が相当にある金融機関

現行水準〔%〕

	CAMELS 評価カテゴリー〔A〕	CAMELS 評価カテゴリー〔B〕	CAMELS 評価カテゴリー〔C〕
自己資本比率 良好〔1〕	0.00	0.03	0.17
自己資本比率 十分〔2〕	0.03	0.10	0.24
自己資本比率 不十分〔3〕	0.10	0.24	0.27

(出所) 片岡久義 「米国及びカナダの預金保険制度」より作成

表 5-3 カナダの可変保険料制度

対象指標	評価水準	最高点
資本に係る定量指標		
・自己資本健全性		
— 資産/資本倍率	20 以下、23 以下、23 超	20 点
— Tier1/リスク資産	7%以上、4%以上、4%未満	
— リスクベース自己資本比率	10%以上、8%以上、8 未満	
その他の定量指標		
・収益力		
— リスクベース ROA	1.15%以上、0.75%以上、0.75%未満	5 点
— 純利益のボラティリティ：過去 5 年間の標準偏差/平均	0、0.5、1.25	5 点
— 直近純利益－過去 5 年の標準偏差	2 標準偏差 0 以上、1 標準偏差 0 以上、1 標準偏差 0 未満	5 点
・効率性		
— 非利払い費用/純収益	60%以下、80%以下、80%超	5 点
・資産の質		
— 不良資産額《有価証券非現実損を含む》/自己資本	20%未満、40%未満、40%以上	5 点
・資産の集中度		
— 総資産の 10%以上の与信相手先合計/総資本	200%未満、400%未満、400%以上	5 点
— モーゲッジ与信/(モーゲッジ与信+非モーゲッジ与信+有価証券+アクセプタンス)	モーゲッジ種類ごとに比率を設けスコアリング(全体で 10%)	5 点
— 産業別エクスポージャー額/総資本	250%未満、500%未満、500%以上	5 点
定量指標小計		60 点以上
定性指標		
・検査格付	5 段階	25 点
・基準遵守度	26 項目	10 点
・その他の情報	民間機関の格付、アナリストの見解、支援措置の有無	5 点
定性指標小計		40 点
総合点		100 点

評点	区分	適用料率(%)
80 点以上	1	0.02
65 点以上 80 点未満	2	0.04
50 点以上 65 点未満	3	0.08
50 点未満	4	0.16

(出所) 片岡久議
「米国及びカナダの預金保険制度」より作成

第4項 環境面

技術面においては、可変保険料制度を導入した米国とカナダの例を中心に考察を行ったが、両国の制度導入の背景には①預金保険機構の基金残高の積み上がりにより財務状況が安定したこと、②早期是正措置などの監督制度が拡充されたこと、③金融機関の破綻のピークが超えたこと、等により、可変保険料制度導入の環境が整ったとの判断があったことが考えられる。(図 5-1)を見る限り、現在の日本ではその環境が整ったとは言い難いかもしれない。また両国とも監督当局が強力な権限をもち、可変保険料制度の運営に関しても関連情報の収集手段、金融機関への指導の違いなどがある。加えて、日本固有の貯蓄率の高さなど構造的に無視できない部分もあり、我々の単純な比較検討は必ずしも妥当ではないかもしれない。しかしながら、可変保険料率導入後の両国の状況をみると、各保険料率区分にあてはまる銀行の割合を公表していることもあって、金融機関側では最優良区分へのランク付けを目標に経営に取り組むことが見て取れるなど、可変保険料率制度が健全性確保のインセンティブ付けや、公平性確保に役立つよう、それぞれの預金保険当局が意を用いていることがわかる。

さて、本節まで可変保険料制度のメリットについて述べてきたが、次節ではこの制度の問題点をあげることにより、より望ましい形での制度導入を検討していく。

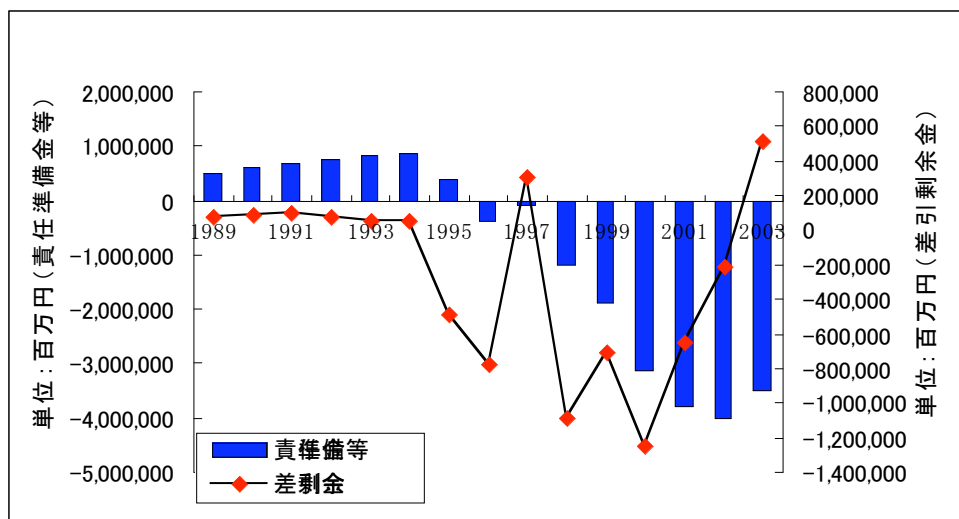


図 5-1 預金保険機構の財務状況
(出所) 預金保険機構ホームページの資料より作成

第3節 可変保険料制度の問題点

金融機関のリスクをある程度反映する形となる可変保険料制度の採用を検討してきたが、この制度は世界で初めて導入した米国ですら、導入後たかだか 10 年強が経過したに過ぎず、金融危機ないし金融業界の全般的景況悪化を経験していないため、制度自体がなお実験段階にあることは否めない。またこの制度には、いくつかの問題点が指摘されている。

第一に、現在の米国のように、1990 年代中盤以降、金融機関の経営環境が良好であった場合、9 割以上の金融機関が最優良にランクされ、保険料を支払わずに預金保険の恩恵にあずかるという状況が生じている。しかし、金融機関にリスクはないわけではなく、実際に最優良にランクされた金融機関でさえも破綻が起こっている。

第二に、金融機関破綻が多い場合、預金保険料の収入が安定せず、預金保険財政が危機的状況となる。このため、米国では基金残高が付保預金総額の一定比率を下回ると、特別負担金を賦課する仕組みとなっている。しかし、この仕組みは金融機関が苦しんでいる時にさらに、負担を求めるということになるのでさらなる金融不安を招くとの問題が指摘されている。本稿ではこのような問題を解決することに注意を払い、政策提言を行う。

第4節 政策提言①

政策目的

金融機関に経営効率化へのインセンティブを働かせ、金融システムを効率化へと導く。
以上の政策目的を達成するため、政策提言を行う。

第1項 政策提言

現行の預金保険料率の均一料率を改定し、基準保険料(均一方式)にリスク度に応じた可変料率を加算する方式を導入する。

政策導入の意義

本政策を導入することにより、①金融機関経営におけるモラルハザードを防止し、その財務体質強化を促進する。②保険料負担に対する金融機関の公平感が向上する。

また、基準保険料(均一方式)にリスク度に応じた可変料率を加算する方式により、可変料率制度の短所を軽減する。つまり、金融システムが安定している時には、保険料を支払わずに預金保険の恩恵にあずかる金融機関が存在するという問題と、逆に金融機関破綻が多い時には、預金保険料の収入が安定せず、預金保険財政が危機的状況になり、金融機関へさらなる負担を求めるという問題を緩和する。以下では、政策導入にあたり具体的なスキーム⁸と留意点について考察を行う。

第2項 スキーム

(ア) 保険料の類型

基準保険料(均一方式)にリスク度に応じた可変料率を加算する方式を採用する。
これにより、上述の可変料率の短所を軽減することができる。

(イ) 差別化手法

客観指標と監督上の評価を組み合わせる方式を採用する。具体的には、前述のカナダの手法(表5-3 参照)を参考として用いる。その理由として、カナダの手法は金融機関の抱えるリスクに対する説明力が高い項目をとりあげているだけでなく、地域経済へ配慮した項目(資産の集中度)を取りあげているため、地域金融機関が多い日本に馴染みやすいと考えられるため。

しかしながら、カナダの方式をそのまま日本に導入することは望ましくない。それは、カナダの方式の配点(自己資本 20 点、効率性 5 点)のままでは、効率性改善のインセンティブが働きにくい。そのため早期是正措置との兼ね合いもあるが、日本へ導入する際には効率性の配点を上げるべきである。また、ディスクロージャーが積極的に行われているかを評価の項目としても追加すべきである。

⁸ 石塚雅典「預金保険料制度の国際比較」pp6 を参考とした

(ウ)移行期間

導入の際には、1～5 年必要。各国の状況を見ても、可変保険料制度の導入から実施までの準備期間を設けた先が多い。それは預金保険制度導入当初から可変保険料を採用した国は少なく、ほとんどの先が均一方式からの移行したため。また、これにより、外部への周知や協議期間ないし内部の対応準備に充て、納得性や信頼性を高めることができる。

(エ)経過措置

システムの安定性を確保するために、経過措置(激変緩和措置)が必要。具体的には、制度導入後しばらくの間、小幅な料率格差からスタートすることや、最低区分先の料率が可変料率実施前の料率を上回らない等が考えられる。

また、制度実行後に有効性の確認のために一定期間ごとのに制度を見直す規定も明示的に定める必要がある。

(オ)保険料算定のインターバル

各国の状況をみると算定頻度は年 1 回が多いが、米国、イタリア、台湾では年 2 回の算定を行っている。コストの増大が懸念されるが、日本も適時性を高めるため、年 2 回にすべきである。

(カ)その他の事項

(1)情報公開と情報管理

預金保険機構は可変保険料制度の枠組みは公表するが、個別金融機関の料率・保険料に関する個別情報は信用不安の観点から非公開にするべきである。また、健全金融機関による料率区分の営業への利用は禁止させるべきである。

(2)罰則規定および不服申し立て制度

報告・保険料支払いの虚偽・遅延に対して何らかのペナルティを制度の有効性を確保のため科す必要がある。一方、納得性を確保するため、不服申し立て制度を設ける必要もある。

(キ)ガバナンス

金融機関の差別化を図る可変保険料制度の下では、保険料決定に係る意思決定機関構成メンバーの利益相反問題が発生する可能性があり、各国とも相応の工夫を凝らしており、導入の際には十分な配慮が必要。

以上のスキームをまとめると以下になる。(表 5-4)

表 5-4 政策提言①の概要

	本稿政策提言
類型	均一＋可変料率
差別化手法	カナダ方式を参考に、効率性とディスクロージャーの積極性を重要視する。
移行期間	1～5 年必要
経過措置	小幅な料率からスタート。最低区分先が実施前の料率を上回らない
保険料算定のインターバル	適時性を高めるため年に 2 回
情報管理	料率区分の営業への利用禁止
罰則・不服申し立て	報告・保険料支払いの虚偽に対してのペナルティ
ガバナンス	利益相反問題の発生を防ぐ為に十分な配慮が必要。

第3項 留意点

この政策提言により、預金保険機構の期待損失額はある程度低減されるが、金融機関破綻の場合には依然として財務状況が不安定になることが予想される。次節の、このリスク低減と預金者のモラルハザード解消を目的とした二つ目の政策提言を行う。

第5節 政策提言②

政策目的

預金者に依然として残る預金保険に対するモラルハザードを解消することにより、預金に市場規律を働かせ、金融機能の効率化へと導く。

以上の政策目的を達成するために、以下では政策提言を行う。

政策提言

預金保険支払い限度額の段階的引き下げ

政策導入の意義

この政策を導入することにより、第一に、預金保険機構の期待損失額が低減され一つ目の政策提言の有効性を保つことができる。第二に、段階的に引き下げることにより、預金者には恒常的な金融リテラシーを持つインセンティブが働き、結果的に金融機能の効率化へとつながる。

第1項 保護上限について

現在の預金保険制度は 1 千万円以下の預金を対象としているが、実際のところ、預金者の預貯金金額の平均はおおよそ、4, 5 百万円⁹であり、社会政策的な目的のみで現行の預金保険を説明しようとする、1 千万円はやや大きすぎるという感がある。また、1 千万円というカバー率が、金融システムの動揺を防ぐという観点からみて適切かどうかについては、必ずしも決め手がある訳ではない。では、どの程度の保護上限が望ましいのだろうか。

保護上限の水準については、預金保険の目的、金融機関の破綻状況、所得水準及び分配状況との関係が深い。小口預金者保護が主目的である場合には保護上限を低めに設定する傾向があり、金融システムの安定化を主目的とする場合には広めにとる傾向がある。図-5 の各国の水準をみても、平均的には 1 人あたり所得の 2~3 倍程度の水準になっているが、これは各国でかなりの差があり、所得水準の低い国は倍率が高くなる傾向がある。しかし、いずれにせよ重要なのは、金額設定ではなく、段階的に引き下げることによる金融当局側の姿勢を、預金者に理解してもらうところにある。

この政策の最大の課題となってくるのは、預金者のコンセンサスをとれるのかところにあるだろう。しかし、この点に関しては同時に実施する、一つ目の政策を導入することにより金融機関側の効率化が進めば、結果として金利の上昇や、利便性向上などの消費者のメリットにつながることをアナウンスメントすれば実現可能ではないだろうか。

⁹ (出所) 金融広報中央委員会 「家計の金融資産に関する世論調査(平成 16 年度)」より

表 5-5 G7 の預金保護限度額

	保護限度額	円換算
米国	10 万ドル	約 1,200 万円
日本	1,000 万円	1,000 万円
カナダ	6 万カナダドル	約 500 万円
ドイツ	2 万ユーロ	約 240 万円
フランス	7 万ユーロ	約 800 万円
英国	31,700 ポンド	約 600 万円
イタリア	約 103,000 ユーロ	約 1,200 万円

(出所) 本間 勝「世界の預金保険と銀行破綻処理」より作成

おわりに

以上のように経営効率の低い金融機関が破綻すれば、地域経済に与える影響は少なからず生じると考えられる。しかし、経営効率の低下によって業績の悪化した企業が倒産することは市場原理の観点からするとごく当然のことであり、むしろ預金者が、自分たちの預金を預けている金融機関が破綻しないという絶対的な保障はなく、破綻リスクはどの金融機関にも存在することを理解することが重要である。その意味でもペイオフ一部解禁後においても存在する預金者の預金保険機構に対するモラルハザードを解消し、預金に市場規律を機能させなくてはならない。よって、本稿政策提言の「可変保険料の導入」、「預金保険支払い限度額の段階的引き下げ」という預金保険制度改革は必要不可欠である。

ただし、わが国の預金保険機構は、諸外国と比較して加盟金融機関に対する検査権限や業務停止命令の発動権、また制度の運営に関しても強力な権限を有していない。そこで、本稿の政策提言が実現する絶対条件として預金保険機構の権限強化もまた必要である。

最後に、本稿が金融システム効率化にわずかなりとも貢献できることを切に願う。

参考文献

《先行論文》

- 石塚雅典(2004)「預金保険料制度の国際比較」『預金保険研究』創刊号
- 翁百合(1995)「預金の機能と銀行業」『Japan Research Review』7月号
- 奥井めぐみ(2000)『家計の金融機関選択：家計の総合口座選択行動』
- 奥井めぐみ(2001)『家計の金融機関選択理由に関する実証分析：銀行破綻の影響の検証』
- 粕谷宗久(1993)『日本の金融機関経営：範囲の経済性、非効率性、技術進歩』東洋経済新報社
- 片岡久義(2004)「米国及びカナダの預金保険制度」『預金保険研究』創刊号
- 刀根薫(1993)『経営効率性の測定と改善 ―包絡分析法 DEA による―』、pp.125-142、日科技連
- 廣住亮(2004)「行動からみた金融機関の情報開示」信金中央金庫総合研究所『信金中金月報』第3巻第11号、pp.63-77
- 藤野次雄(2004)「地方銀行の効率性分析―確率的フロンティア生産関数による実証分析―」信金中央金庫総合研究所『信金中金月報』第3巻第3号、pp.28-47
- 細野薫(2003)、「銀行に対する市場規律と政府の救済政策——90年代日本の実証分析」林敏彦・松浦克己・米澤康博編著『日本の金融問題 検証から解決へ』、pp.143-166、日本評論社
- 松浦克己・戸井佳奈子(2002)、「銀行の経営非効率とその要因——銀行破綻、銀行再生政策との関連において」林敏彦・松浦克己編著『金融変革の実証分析』、pp.61-88、日本評論社
- 松浦克己(2004)『ペイオフ対応と銀行預金選択』郵政総合研究所調査研究論文 pp.1-10
- 水島治(2001)「預金保険制度におけるモラルハザード - 制度的解決策とその課題 - 」『一橋論叢』126号 pp71-83
- 吉野直行・和田良子(2000)「家計の金融資産選択行動のパネルデータ分析」松浦克己・吉野直行・米澤康博編著『変革期の金融資本市場』、pp.3-24

《参考文献》

- 末吉俊幸(2001)『DEA—経営効率性分析—』朝倉出版林敏彦・松浦克己編著(2002)、『金融変革の実証分析』日本評論社
- 杉山敏啓・玄場公規(2004)『ペイオフ対策のための金融機関評価と選択 ―預金保護対策の基本と実践―』生産性出版
- 刀根薫(1993)『経営効率性の測定と改善 ―包絡分析法 DEA による―』日科技連
- ニッキン資料年報 2003年度版 日本金融通信社
- 林敏彦・松浦克己(2002)『金融変革の実証分析』日本評論社 pp.61-88
- 本間勝(2002)『世界の預金保険と銀行破綻処理』東洋経済新報社
- 家森信善(2004)『地域金融システムの危機と中小企業金融 ―信用保証制度の役割と信用金庫のガバナンス―』千倉書房

《引用文献》

- 大村敬一・水上慎士・高橋郁梨(2002)『わが国金融仲介システムの健全性』内閣府経済社会総合研究所景気判断・政策分析ディスカッションペーパー・バージョン1 pp.5-18
- 郵政研究所月報 7月号 pp.1-29 38-41

- ・ 櫻井正道・奥井めぐみ(2000)『金融機関利用に関する意識調査に見る金融機関の利用動向』郵政研究所月報 12 月号 pp.36-48
- ・ 信金中央金庫総合研究所(2004)『信金中金月報』第 3 巻第 3 号、pp.28-47
- ・ 丸山昭治(1998)『郵便局利用者を中心とした家計の金融機関利用動向』郵政研究所月報 12 月号 pp.1-5
- ・ 村井睦男(2002)「21 世紀金融システムに向けた銀行規制とセーフティーネット」『名古屋商科大学総合経営・経営情報論集』第 46 巻 2 号 pp301-323
- ・ 預金保険料率研究会(2004)「預金保険料率研究会中間報告」『預金保険研究』第二号

《データ出典》

- ・ 金融広報中央委員会「家計の金融資産に関する世論調査(平成 15 年度)」
<<http://www.shiruporuto.jp/down/per2003/pe03menu.html>> (2004/9/23 アクセス)
- ・ 経済産業省「ペイオフに関する実態調査」
<<http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0003206/0/020926peiof.pdf>> (2004/9/25 アクセス)
- ・ 信金中金総合研究所金融調査情報「2004」『預金者行動からみた金融機関の情報開示』
pp.1-5
<<http://www.scbri.jp/PDFkinyuchousa/scb79h16s05.pdf>> (2004/9/20 アクセス)
- ・ 全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析 平成 15 年度決算」
<<http://www.zenginkyo.or.jp/stat/index.html>> (2004/9/13 アクセス)
- ・ 総務省統計局ホームページ <<http://www.stat.go.jp/>> (2004/11/03 アクセス)
- ・ 内閣府経済社会総合研究所
<<http://www.esri.cao.go.jp/index.html>> (2004/11/03 アクセス)
- ・ 日本銀行「金融経済統計月報」
<<http://www.boj.or.jp/stat>> (2004/9/23 アクセス)
- ・ 農林中金総合研究所 レポート(国内経済金融)「銀行貸出減少の現状と今後」
<<http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/f0402dk4.pdf>> (2004/10/6 アクセス)
- ・ 農林中金総合研究所 レポート(国内経済金融)「金融機関経営の現状と運用行動の展望」
<<http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n0408re3.pdf>> (2004/10/6 アクセス)
- ・ 明治大学商学部千田研究室 3 年マクロ経済班「金融機関の貸出残高減少はなぜ起きているか？」
<<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~chidasmr/yohyaku.pdf>> (2004/9/29 アクセス)
- ・ 預金保険機構ホームページ <<http://www.dic.go.jp/>> (2004/10/25 アクセス)
- ・ 郵政総合研究所平成 15 年度金融機関利用調査
<<http://www.iptp.go.jp/kinyu/kanriyou-top.htm>> (2004/10/15 アクセス)
- ・ 郵政総合研究所平成 15 年度金融資産選択調査
<<http://www.iptp.go.jp/kinyu/sisansentaku-top.htm>> (2004/10/15 アクセス)